

第1章

国内外の出願・登録状況と
審査・審判の現状

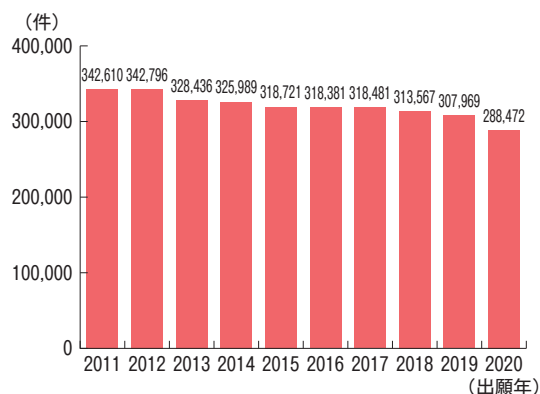
近年、研究開発や企業活動のグローバル化が大きく進展し、国内のみならず国外での知財戦略の重要性も一層増している。また、我が国企業の海外展開の進展や、新興国での経済発展や知的財産に対する認識の高まりに伴い、知的財産をめぐる社会情勢は大きく変容している。これらの状況について、本章では、特許・実用新案・意匠・商標における国内外の出願・登録状況と審査・審判の現状の観点から紹介する。

1. 特許

(1) 我が国における特許出願・審査請求等の
推移及び特許審査の現状① 特許出願件数とPCT国際出願¹件数

日本国特許庁への特許出願件数は、減少傾向が続いており、これまで30万件を超える水準で推移してきたが、2020年は288,472件となった[1-1-1図]。他方、日本国特許庁を受理官庁とした特許協力条約に基づく国際出願（PCT国際出願）の件数は、2019年まで増加傾向を示しており、2020年は49,314件と前年に比べ4.5%減少したものの、依然として高い水準を維持している[1-1-2図]。これは、研究開発や企業活動のグローバル化が大きく進展し、国内のみならず国外での知財戦略の重要性も一層増していることなどを背景とするものと考えられる。

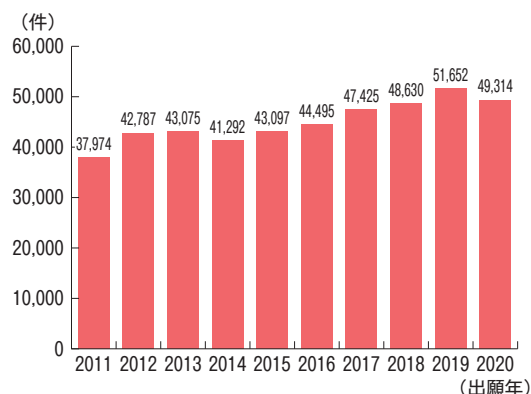
1-1-1図 【特許出願件数の推移】



(備考) 特許出願件数は、国内出願件数と特許協力条約に基づく国際出願（PCT国際出願）のうち国内移行した出願件数（基準日は国内書面の受付日）の合計数である。

(資料) 統計・資料編 第1章1.

1-1-2図 【PCT国際出願件数の推移】



(資料) 統計・資料編 第3章1.

¹ 特許協力条約（PCT：Patent Cooperation Treaty）に基づく国際出願。一つの出願願書を条約に従って提出することにより、PCT加盟国である全ての国に同時に申請したのと同じ効果を与える出願制度となっている。

②審査請求件数

審査請求件数は2010年以降横ばいで推移しており、2020年は232,215件であった[1-1-3図]。

③審査の迅速化

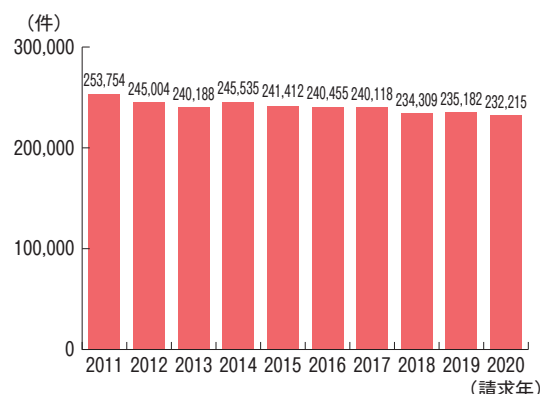
特許庁は、一次審査通知までの期間に加え、権利化までの期間の短縮を求めるニーズの高まりを受け、2014年に10年目標として、2023年度までに特許の「権利化までの期間¹」（標準審査期間）と「一次審査通知までの期間」をそれぞれ、平均14か月以内、平均10か月以内とするという目標を設定し、着実に取り組んでいる。2020年度は、それぞれ、15.0か月、10.2か月であった[1-1-4図]。

④特許審査実績

2020年の一次審査件数は222,344件となった。また、特許査定件数は164,846件、拒絶査定件数は55,154件、特許登録件数は179,383件となった。

また、日本国特許庁が2020年に国際調査機関として作成した国際調査報告の件数は、50,338件となった[1-1-5図]。

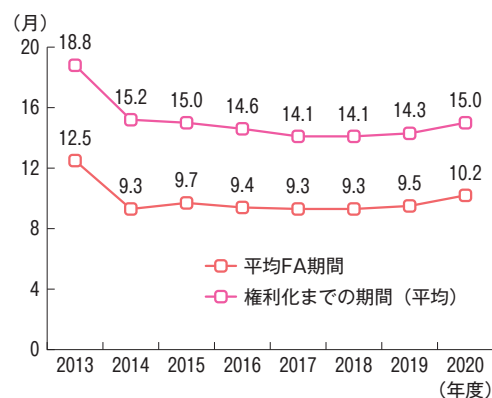
1-1-3図 【審査請求件数の推移】



(備考) 2011～2012年の審査請求件数には審査請求料の納付繰延制度を利用しているものが含まれる。

(資料) 統計・資料編 第1章1。

1-1-4図 【特許審査の権利化までの期間と平均FA期間】



(資料) 特許庁作成

1-1-5図 【特許審査実績及び最終処分実績の推移】

特許審査実績の推移

単位：件

実 績	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
一 次 審 査 件 数	235,809	246,879	239,236	232,701	227,293	222,344
再 着 審 査 件 数	237,076	242,904	265,944	248,647	221,288	215,665
国 際 調 査 報 告 作 成 件 数	43,571	44,321	45,948	47,934	51,666	50,338
国 際 予 備 審 査 報 告 作 成 件 数	2,515	2,021	1,903	2,131	2,000	1,806
前 置 審 査 件 数	20,405	18,108	17,248	15,247	15,266	15,696
合 計	539,376	554,233	570,279	546,660	517,513	505,849

(備考) 前置審査件数は、前置登録件数²、前置報告件数³、前置拒絶理由件数の合計。

最終処分実績の推移

単位：件

実 績	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
特 許 査 定 件 数	173,015	191,032	183,919	177,852	167,945	164,846
拒 絶 査 定 件 数	66,599	58,638	60,613	56,701	54,779	55,154
(うち戻し拒絶査定件数)	30,173	25,448	28,409	26,693	25,494	25,295
F A 後 取 下 げ ・ 放 棄 件 数	2,290	2,207	1,968	1,726	1,651	1,486
特 許 登 録 件 数	189,358	203,087	199,577	194,525	179,910	179,383
特 許 査 定 率	71.5%	75.8%	74.6%	75.3%	74.9%	74.4%
拒 絶 査 定 率	28.5%	24.2%	25.4%	24.7%	25.1%	25.6%

(備考) 戻し拒絶査定件数とは、審査官の拒絶理由通知に対し、何ら応答されず拒絶査定された件数。

FA後取下げ・放棄件数とは、一次審査着手後に出願の取下げ・放棄が行われた件数。

特許査定率 = 特許査定件数 / (特許査定件数 + 拒絶査定件数 + FA後取下げ・放棄件数)

拒絶査定率 = (拒絶査定件数 + FA後取下げ・放棄件数) / (特許査定件数 + 拒絶査定件数 + FA後取下げ・放棄件数)

(資料) 特許庁作成

1 出願人が補正等を行うことに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く。

2 前置審査の結果、拒絶査定を取り消して特許査定された件数。

3 前置審査の結果、拒絶査定を維持すべきと判断された件数。

⑤出願年別で見る特許出願・審査請求・特許登録等

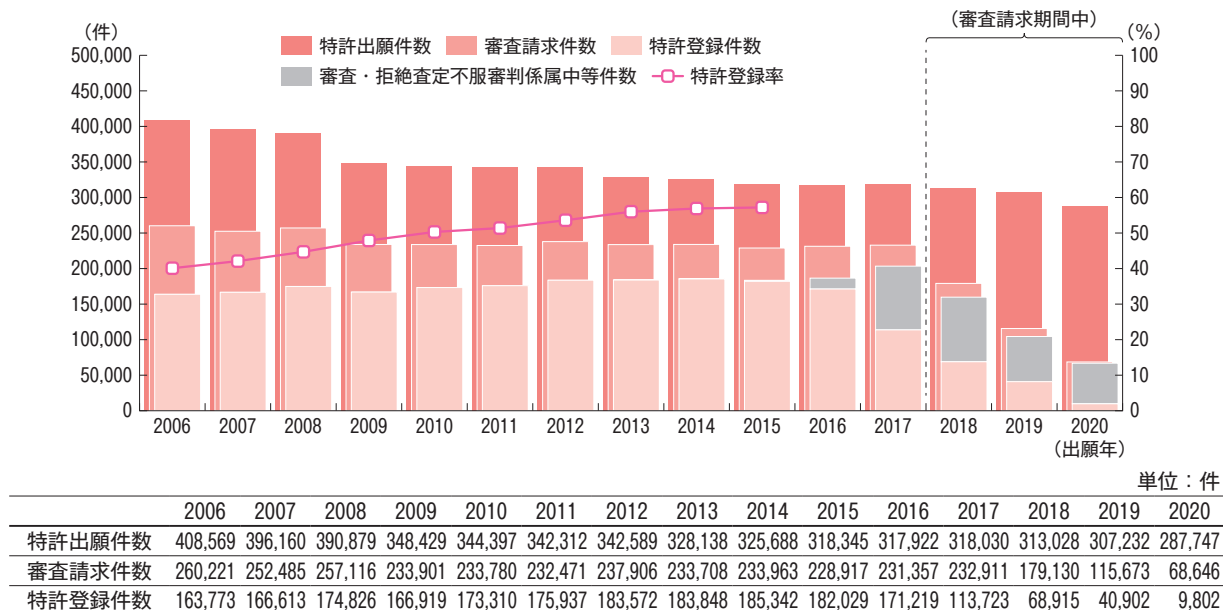
出願年別で見ると、特許登録件数は17万件前後で推移している。そして、特許出願件数に対する特許登録件数の割合（特許登録率）は増加傾向にある。これらの傾向から、出願人による特許出願の厳選が進んでいることや、企業等における知的財産戦略において量から質への転換が着実に進んでいることが窺える [1-1-6図]。

⑥特許権の現存率

我が国における特許権の設定登録からの年数ごとの現存率は、設定登録から5年後で85%、10年後で41%、15年後で9%程度に減少している [1-1-7図]。

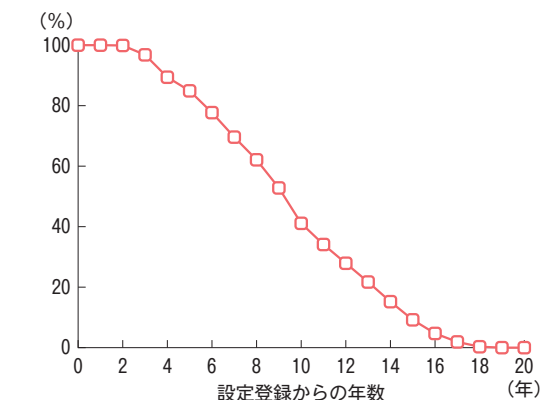
我が国における内国出願人の特許保有件数は、2020年は約167万件であり、2011年の約135万件に比べて約1.2倍となった。外国出願人の特許保有件数は増加傾向にあり、2020年には37万件を超え、2011年の約20万件に比べて約1.9倍となった [1-1-8図]。

1-1-6図 【出願年別で見る特許出願・審査請求・特許登録等の推移】



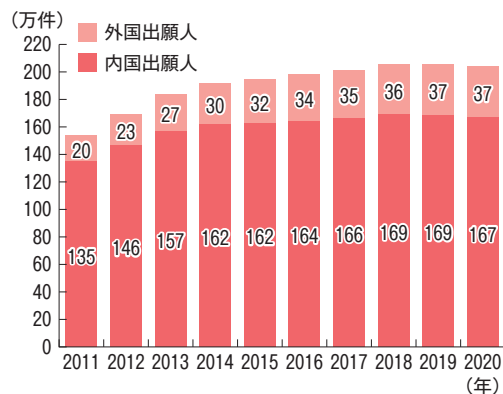
（備考）出願年別特許登録件数等は、特許権の存続期間の延長登録の出願の件数は含まれない件数。
 出願年別特許登録件数は、2021年4月1日時点での暫定値。
 2018年から2020年の出願における出願年別審査請求件数は、2021年4月1日時点での暫定値。
 （資料）特許庁作成

1-1-7図 【特許権の現存率】



（備考）現存率は、特許権の登録件数に対する現存件数の割合のことである。
 ・2020年末現在の数字である。
 （資料）統計・資料編 第2章19.（2）

1-1-8図 【内外国出願人別の現存特許権数の推移】



（備考）国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている。
 （資料）統計・資料編 第2章19.（1）

(2) 主要国・機関における特許出願・登録動向

① 世界の特許出願件数

2010年に199.7万件であった世界の特許出願件数は、この10年間で1.61倍に増加し、2019年には322.4万件に達した。世界の特許出願件数は、居住者、非居住者ともに2010年以降増加傾向が続いてきた [1-1-9図]。この世界の特許出願件数の伸びは、主に、中国人による中国国家知識産権局への特許出願件数の増加によるものである。2019年の世界の特許出願件数においては、米国特許商標庁、日本国特許庁がこれに続いている。

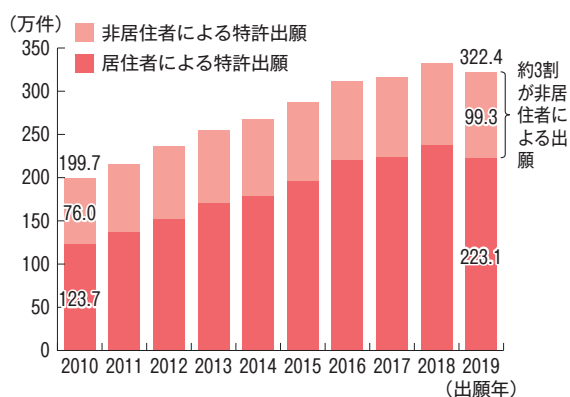
② 世界の特許登録件数

世界の特許出願件数の増加に伴い、世界の特許

登録件数も増加の傾向にある。2010年には91.5万件であったが、この10年間で1.64倍に増加し、2019年には150.1万件であった [1-1-10図]。

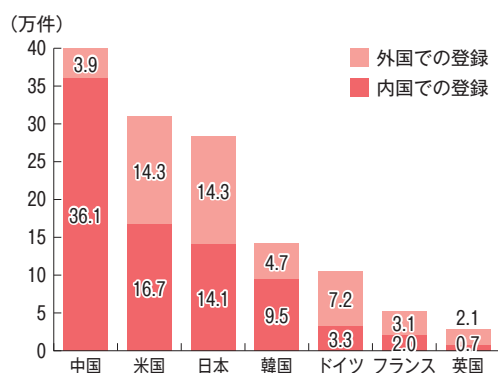
この世界の特許登録件数のうち非居住者による登録は、この10年間で1.63倍に増加し、2019年には全体の4割弱を占める状況にある。2019年の世界の特許登録件数を出願人の居住国別に見ると、中国居住者による特許登録件数は40.0万件と最も多く、米国31.0万件、日本28.4万件と続いている。日本居住者による特許登録件数のうち、約半数は外国での登録であり、我が国企業の知財活動が国内外に広く行われていることが分かる [1-1-11図]。また、2019年のPCT出願による登録件数では、日本は米国の11万件に次ぐ、9.3万件であった [1-1-12図]。

1-1-9図 【世界の特許出願件数の推移】



(資料) WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

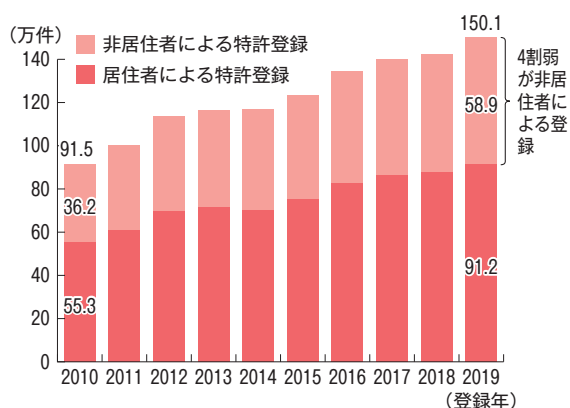
1-1-11図 【出願人居住国別の世界での特許登録件数 (外国/内国) (2019年)】



(備考) 居住国は筆頭出願人の居住国である。

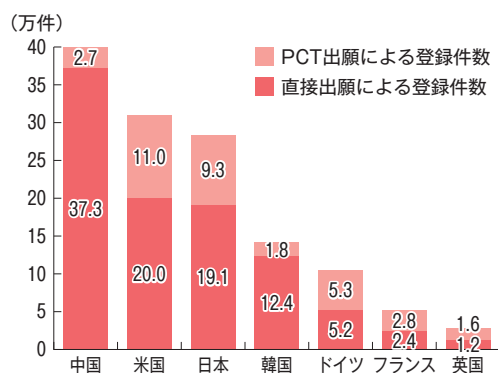
(資料) WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

1-1-10図 【世界の特許登録件数の推移】



(資料) WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

1-1-12図 【出願人居住国別の世界での特許登録件数(PCT国際出願/直接出願) (2019年)】



(備考) 居住国は筆頭出願人の居住国である。

(資料) WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

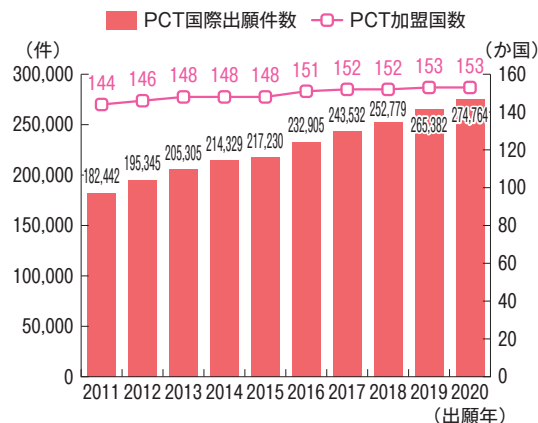
③世界のPCT国際出願件数

PCT国際出願件数は2010年以降増加傾向にあり、PCT国際出願制度の利用拡大が続いている。2020年の出願件数は2019年に比べ約3.5%増加し、274,764件となり、過去最高を記録している[1-1-13図]。

PCT国際出願件数の推移を出願人居住国別に見ると、2020年の日本からの出願件数は、2016年から11.2%増加して50,527件となった。この日本からのPCT国際出願件数の増加の背景には、我が国企業等の活動が一層グローバル化したこと、PCT国際出願のメリットについて認識が高まってきたことなどがあると考えられる。2020年の出願件数第1位である中国は、前年比16.1%増の68,707件となり、これに58,881件の米国が続いている[1-1-14図]。また、出願人居住国別の割合を見ると、

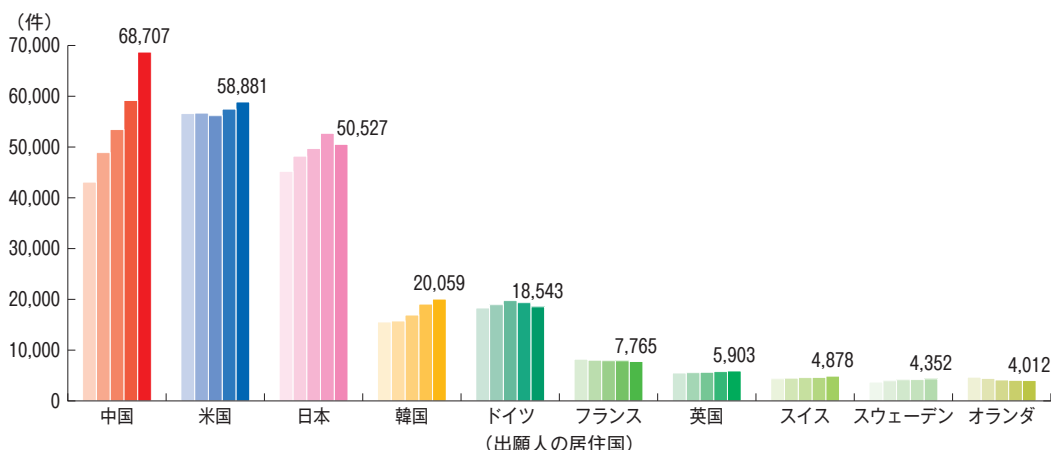
2016年と2020年のいずれにおいても上位10か国で全体の85%以上を占めており、2020年は中国（25.0%）、米国（21.4%）、日本（18.3%）の上位3か国で全体の64.8%を占めている[1-1-15図]。

1-1-13図 【PCT加盟国数及びPCT国際出願件数の推移】



(資料) WIPOウェブサイト、WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

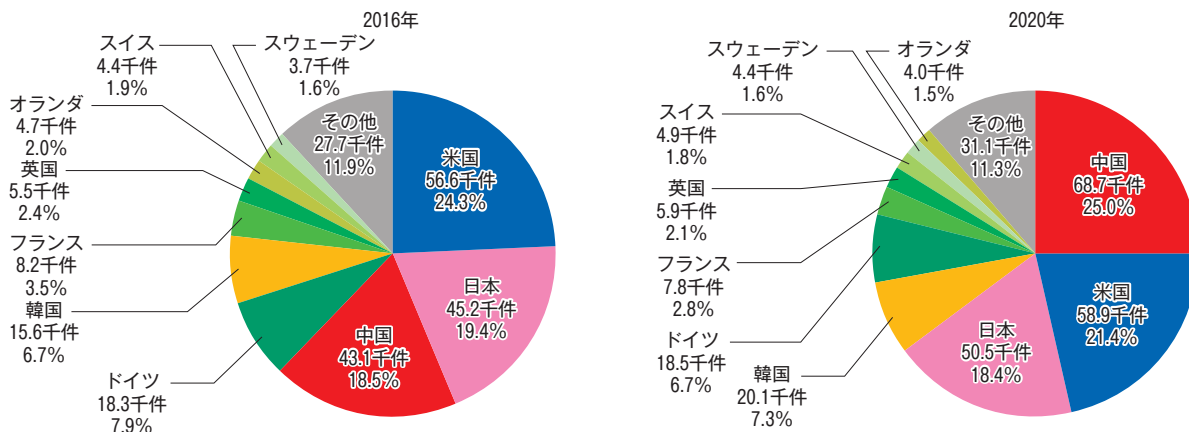
1-1-14図 【出願人居住国別のPCT国際出願件数の推移】



(備考) 各年の出願件数は国際出願日によるものであり、居住国は筆頭出願人の居住国である。

(資料) WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

1-1-15図 【出願人居住国別のPCT国際出願件数の割合（2016年と2020年の比較）】



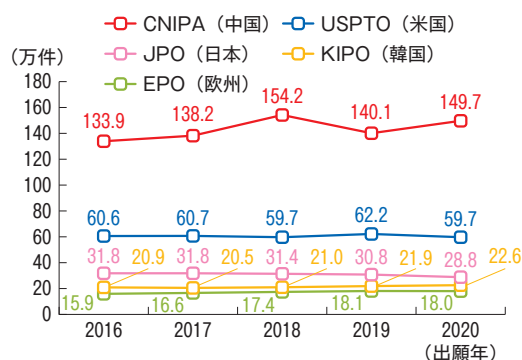
(資料) WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

④五庁における特許出願件数

五庁（日本国特許庁（JPO）、米国特許商標庁（USPTO）、欧州特許庁（EPO）、中国国家知識産権局（CNIPA）、韓国特許庁（KIPO））における特許出願件数の動向を示す。

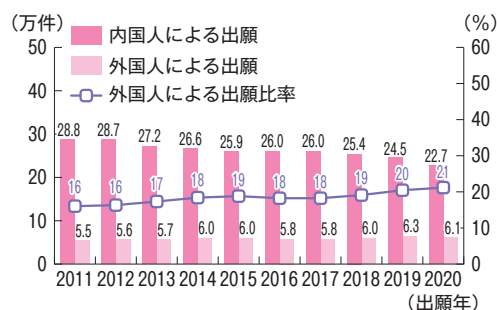
2020年のJPOにおける出願件数は28.8万件であり、前年から減少している。五庁の中では、CNIPAにおける出願件数は、前年比6.8%増の

1-1-16図 【五庁における特許出願件数の推移】



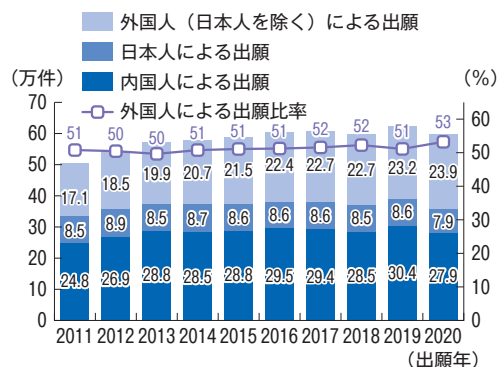
(資料) 日本 統計・資料編 第1章1.
米国 米国ウェブサイト (2016年) 及び米国提供資料 (2017-2019、2020 (暫定値))
欧州 Patent Index 2020 (European patent applications)
中国 中国ウェブサイト及び中国提供資料 (2020年暫定値)
韓国 韓国ウェブサイト及び韓国提供資料 (2020年暫定値)

1-1-17図 【JPOにおける特許出願構造】



(備考) 国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている。
(資料) 統計・資料編 第2章4. (1)

1-1-18図 【USPTOにおける特許出願構造】



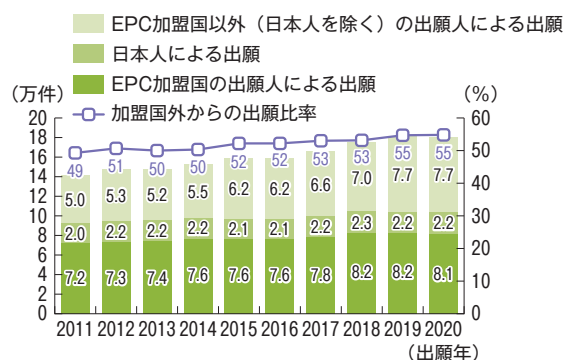
(備考) Utility Patentが対象。
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(資料) 米国ウェブサイト (2011年～2015年) 及び米国提供資料 (2016-2019年、2020年 (暫定値)) を基に特許庁作成

149.7万件となり、大きく減少した2019年に比べ、増加している [1-1-16図]。

⑤五庁における特許出願構造

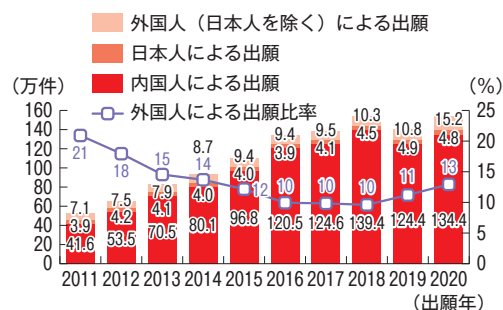
JPO、CNIPA及びKIPOでは内国人による出願が多く、USPTO及びEPOでは外国人（EPOの場合はEPC加盟国以外の出願人）による出願が50%を超えている [1-1-17図、1-1-18図、1-1-19図、

1-1-19図 【EPOにおける特許出願構造】



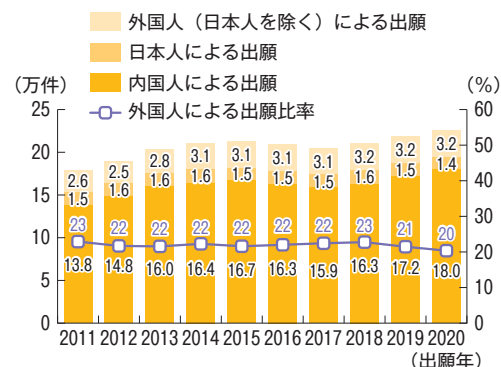
(備考) EPC加盟国は各年末における加盟国。
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(資料) 2019年までは欧州Patent Index 2019 (European patent applications) を基に特許庁作成
2020年値はEPO提供データを基に特許庁作成

1-1-20図 【CNIPAにおける特許出願構造】



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(資料) 中国ウェブサイト及び中国提供資料を基に特許庁作成

1-1-21図 【KIPOにおける特許出願構造】



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(資料) 韓国Annual Report (2008～2018年)、韓国提供資料 (暫定値) (2019年、2020年値) を基に特許庁作成

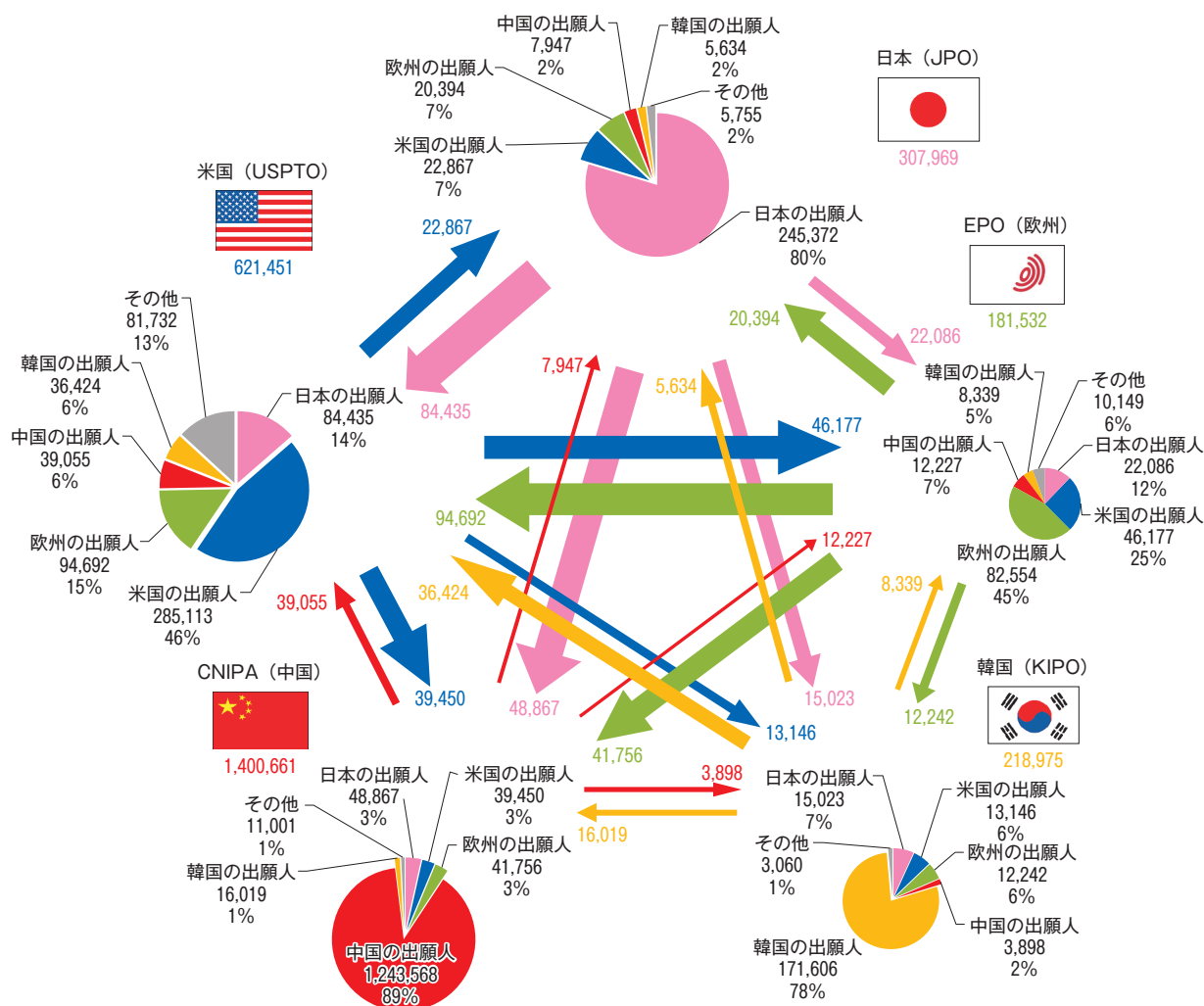
1-1-20図、1-1-21図]。CNIPAにおける内国人による出願件数は、近年大きく増加していたが、2019年に減少したものの、2020年は再度増加に転じた。

⑥五庁間の特許出願件数と特許登録件数

2019年における五庁間の特許出願件数と特許

登録件数を見ると、日本からの出願・登録は、USPTO、CNIPA、EPO、KIPOの順に多く、一方で、JPOへの出願は、米国、欧州、中国、韓国の順であり、登録は、米国、欧州、韓国、中国の順となっている。特に、中国からJPOへの出願・登録の件数と比較して、日本からCNIPAへの出願・登録の件数が多い [1-1-22図、1-1-23図]。

1-1-22図 【五庁間の特許出願状況（2019年）】¹



(備考) ・米国はUtility Patentが対象

・枠内の数値は、各国・機関における2019年の特許出願件数の合計を示す。

・欧州からの件数は、2019年末時点のEPC加盟国の出願人による出願件数を示す。

・欧州への件数は、欧州特許庁分のみを計上しており、各EPC加盟国への出願件数は含まれていない。

・各国特許庁における国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) 下記を基に特許庁作成

日本 統計資料編2020年版 第4章2. (1)

米国 USPTO提供資料

欧州 EPO Annual Report 2019

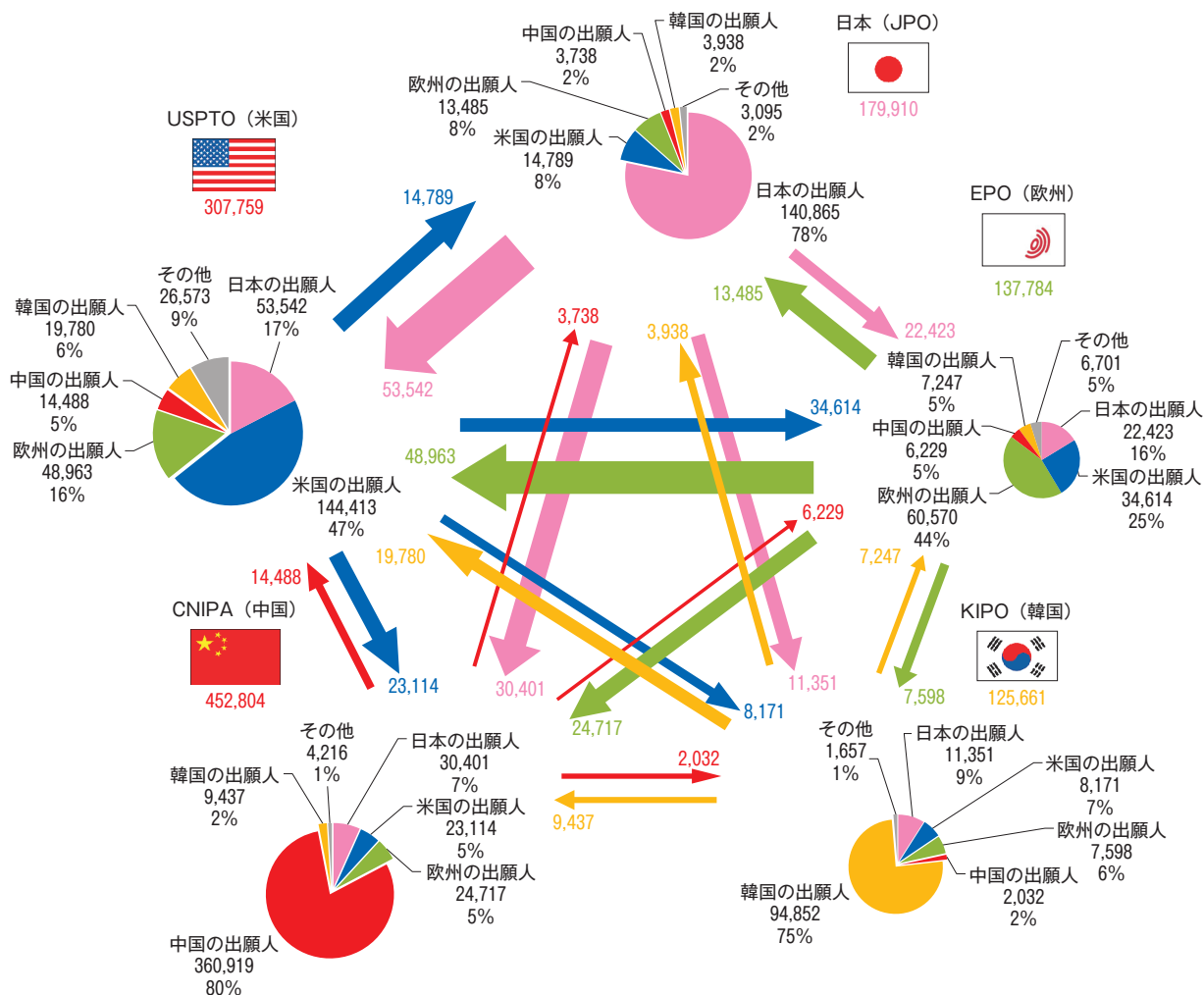
中国 CNIPA年報

韓国 KIPO年報 (EPO統計については五庁統計報告書)

¹ 特許庁「令和元年度特許出願動向調査報告書—マクロ調査—」において、優先権主張年2015年にて一部の分野別の図を掲載
https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/tokkyo/document/index/2019_macro.pdf



1-1-23図 【五庁間の特許登録状況（2019年）】



(備考) ・米国はUtility Patentが対象
 ・枠内の数値は、各国・機関における2019年の特許登録件数の合計を示す。
 ・欧州からの件数は、2019年末時点のEPC加盟国の出願人による登録件数を示す。
 ・欧州への件数は、欧州特許庁分のみを計上しており、各EPC加盟国への登録件数は含まれていない。
 ・各国特許庁における国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) 下記を基に特許庁作成
 日本 統計資料編2020年版 第4章3. (1)
 米国 USPTO提供資料
 欧州 EPO Annual Report 2019
 中国 CNIPA年報
 韓国 KIPO年報

⑦五庁の一次審査通知までの期間と最終処分期間

各庁の一次審査通知までの期間及び最終処分期間の2019年平均は、1-1-24図のとおりである。

なお、各庁の一次審査通知までの期間及び最終処分期間は、それぞれの特許制度の違いによってその定義が異なっている。例えば、一次審査通知までの期間の定義は、JPOでは審査請求日から一次審査までの平均期間であるが、EPOでは出願日から特許性に関する見解を伴う拡張欧州調査報告の発行までの期間の中央値、CNIPAでは審査請求後の実体審査開始(実体審査開始の通知書の発行)から一次審査までの平均期間となっている(1-1-24図の備考参照)。

⑧五庁の特許審査官数

審査体制の整備を図るため、各庁は審査官の増員を行ってきた。審査官人数の推移を見ると、USPTOは2011年から2020年までの10年間で

1-1-24図 【五庁の「一次審査通知までの期間」及び「最終処分期間」(2019年平均)】

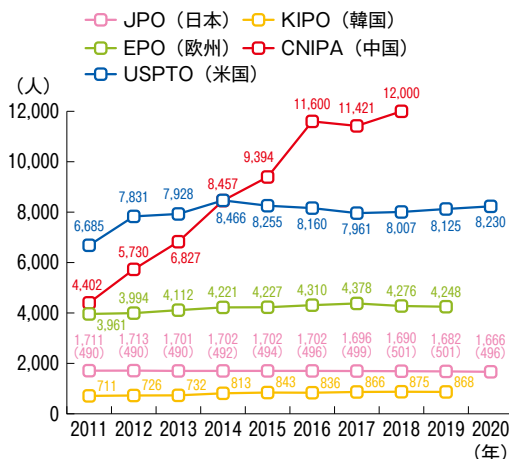
	一次審査通知 までの期間	最終処分 期間
JPO (日本国特許庁)	9.5か月	14.3か月
USPTO (米国特許商標庁)	13.3か月	21.8か月
EPO (欧州特許庁)	5.5か月	28.1か月
CNIPA (中国国家知識産権局)	14.9か月	22.2か月
KIPO (韓国特許庁)	10.8か月	15.6か月

(備考) ・日本国特許庁の一次審査通知までの期間及び最終処分期間の数は、2019年度平均。
 ・日本国特許庁及び韓国特許庁の一次審査通知までの期間は、審査請求日から一次審査までの平均期間。
 ・米国特許商標庁の一次審査通知までの期間は、出願日から一次審査までの平均期間。
 ・欧州特許庁の一次審査通知までの期間は、出願日から一次審査までの平均期間。
 ・中国国家知識産権局の一次審査通知までの期間は、審査請求後の実体審査開始から一次審査までの平均期間。
 ・日本国特許庁の最終処分期間、すなわち権利化までの期間(標準審査期間)は、審査請求日から取下げ・放棄又は最終処分を受けるまでの平均期間(出願人が補正等をするに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等)、出願人に認められている手続を利用した場合を除く)。
 ・米国特許商標庁の最終処分期間は、出願日から放棄又は最終処分を受けるまでの平均期間(植物特許、再審査を含む)。
 ・欧州特許庁の最終処分期間は、実体審査開始から最終処分までの期間の中央値。
 ・中国国家知識産権局の最終処分期間は、実体審査開始から最終処分までの平均期間。
 ・韓国特許庁の最終処分期間、各年に最終処分を受けた全出願の最終処分までに要した審査期間(総月数)を各年の最終処分件数で除した値。

(資料) 他国特許庁の数はIP5 Statistics Report 2019を基に特許庁作成

1545人、EPO、KIPO、CNIPAは、2011年から2019年(CNIPAのみ2018年)までの期間でそれぞれ287人、157人、7598人の審査官が増員されている。JPOは2011年から2020年までの10年間で、2011年比45名減となり、2020年は1,666名となっている[1-1-25図]。

1-1-25図 【五庁の審査官数の推移】



(備考) 日本の2010年～2019年の括弧内は任期付審査官数

中国の2016、2017年の数字は百人単位で四捨五入

(資料) 下記を基に特許庁作成

米国 Annual Report 2020

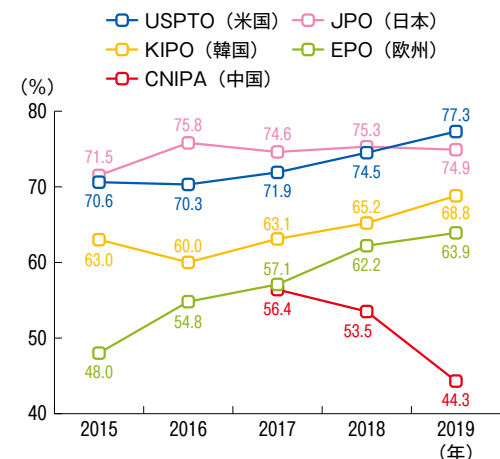
中国 SIPO A BRIEF INTRODUCTION AND REVIEW (2011～2015数値)、IP5 Statistics Report (2016～2018数値)

欧州 Annual Review 2019

日本 統計・資料編 第5章4

韓国 IP5 Statistics Report 2019

1-1-26図 【主要国特許庁の特許査定率の推移】



(備考) 各庁の特許査定率の定義は以下のとおり。

(各年における処理件数が対象)

・日本 特許査定件数 / (特許査定件数 + 拒絶査定件数 + 審査着手後の取下げ・放棄件数)

・米国 特許証発行件数 / 処理件数

・欧州 特許査定件数 / (特許査定件数 + 拒絶査定件数 + 放棄件数)

・韓国 特許査定件数 / (特許査定件数 + 拒絶査定件数 + 審査着手後の取下げ件数)

・中国 特許査定率の定義を公表していない

(資料) IP5 Statistics Report 2019を基に特許庁作成

⑨主要特許庁の特許査定率

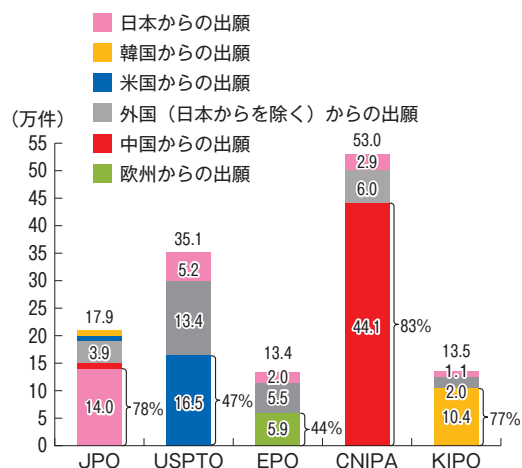
2019年の五庁の特許査定率はJPOとCNIPAを除き前年に比べて増加となった。JPOの特許査定率は、前年比0.4ポイント減の74.9%、EPOは前年比1.7ポイント増の63.9%と継続的に伸びている。また、2019年のUSPTO、KIPOの特許査定率はそれぞれ前年比2.8ポイント、3.6ポイント増の77.3%、68.8%であった。他方、2019年のCNIPAの特許査定率は前年比9.2ポイント減の44.3%となっている [1-1-26図]。

なお、各庁の特許査定率は、それぞれの特許制度の違いによってその定義が異なっている (1-1-26図の備考参照)。

⑩主要特許庁における特許登録構造

JPO、CNIPA、KIPOでは内国人による登録はそれぞれ78.3%、83.2%、77%を占めているのに対し、USPTO及びEPOでは内国人による登録はそれぞれ46.8%、43.9%となっており、登録構造に大きな違いが見られる [1-1-27図]。

1-1-27図 【主要特許庁における特許登録構造 (2020年)】



(備考) 各国特許庁における国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) 下記を基に特許庁作成

日本 統計資料編 第2章4. (1)

米国 USPTO提供資料 (暫定値)

中国 CNIPA提供資料 (暫定値)

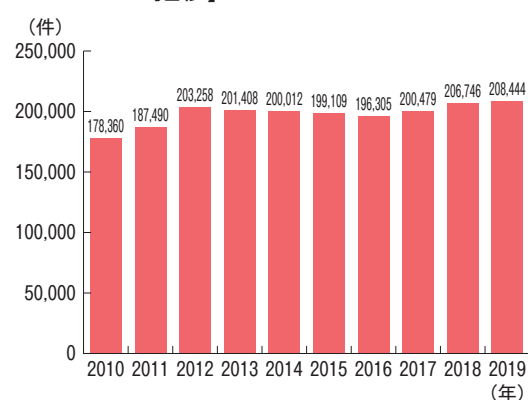
韓国 KIPO提供資料 (暫定値)

欧州 Patent Index 2020 (Granted patents)

⑪日本から海外への特許出願件数

日本から海外への特許出願件数は、2012年以降ほぼ横ばいで推移しており、2019年は前年比0.8%増の208,444件であった [1-1-28図]。日本から海外への特許出願件数の割合を見ると、2019年は米国への出願が41%を占めており、中国、欧州 (EPO)、韓国への出願が、それぞれ23%、11%、7%と続き、合わせて全体の82%を占めている [1-1-29図]。

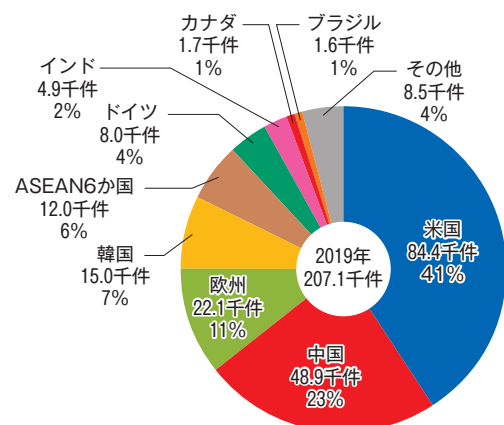
1-1-28図 【日本から海外への特許出願件数の推移】



(備考) 件数は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

1-1-29図 【日本から海外への特許出願件数の割合 (2019年)】



(備考) 欧州は欧州特許庁への出願。件数は下記資料の定義に従っている。

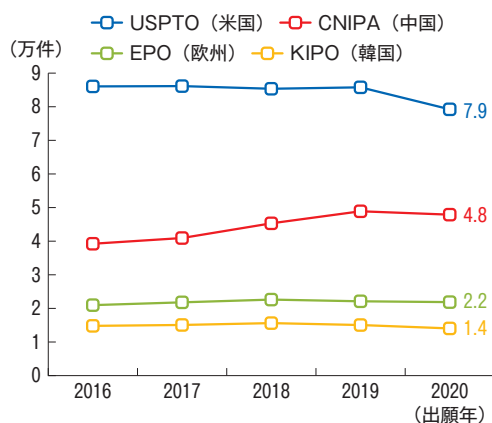
ASEAN 6か国: タイ、シンガポール、インドネシア、マレーシア、ベトナム、フィリピン

(資料) WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

⑫日本人による主要特許庁への特許出願件数

2020年の日本人による主要特許庁への特許出願件数は、それぞれUSPTOへ79,207件（前年比7.6 % 減）、CNIPAへ47,862件（同2.1 % 減）、EPOへ21,841件（同1.1 % 減）、KIPOへ14,014件（同6.7 % 減）であった [1-1-30図]。

1-1-30図 【日本人による主要国・機関への特許出願件数の推移】



単位：件

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年 (出願年)
USPTO (米国)	86,021	86,113	85,322	85,748	79,207
CNIPA (中国)	39,207	40,908	45,284	48,867	47,862
EPO (欧州)	20,943	21,774	22,591	22,086	21,841
KIPO (韓国)	14,773	15,044	15,595	15,023	14,014

(備考) 米国Utility Patentが対象。

各国特許庁における件数は下記資料の定義に従っている。

(資料) 下記を基に特許庁作成

米国 USPTO提供資料 (2016～2019年、(暫定値) (2020年)

中国 CNIPA提供資料 (2016～2019年、(暫定値) (2020年)

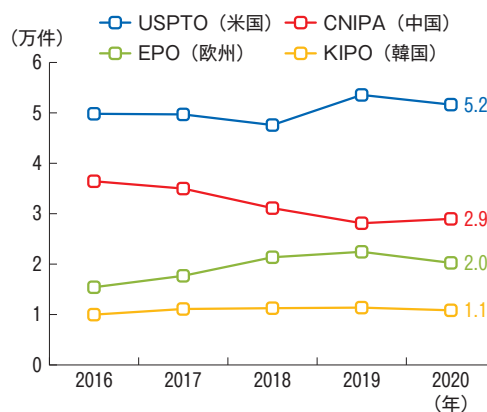
欧州 Patent Index 2020 (European patent applications)

韓国 年報 (2016～2019年) 及びKIPO提供資料 (暫定値) (2020年)

⑬日本人による主要特許庁での特許登録件数

2020年の日本人による主要特許庁での特許登録件数は、それぞれUSPTOにおいて51,619件（前年比3.6 % 減）、CNIPAにおいて28,955件（同3 % 増）、EPOにおいて20,230件（同9.8 % 減）、KIPOにおいて10,819件（同4.7 % 減）であった [1-1-31図]。

1-1-31図 【日本人による主要特許庁での特許登録件数の推移】



単位：件

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
USPTO (米国)	49,798	49,677	47,567	53,542	51,619
CNIPA (中国)	36,418	34,967	31,090	28,094	28,955
EPO (欧州)	15,395	17,660	21,343	22,423	20,230
KIPO (韓国)	9,962	11,081	11,239	11,351	10,819

(備考) ・米国Utility Patentが対象。

・欧州は特許査定件数を表す。

・各国特許庁における件数は下記資料の定義に従っている。

(資料) 下記を基に特許庁作成

米国 USPTO提供資料 (2016～、2020年 (暫定値))

中国 年報 (2016～2018)、CNIPA提供資料 (2019～、2020年暫定値)

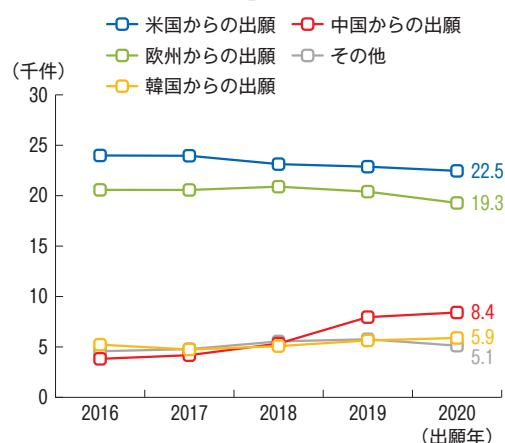
欧州 Patent Index 2020 (Granted Patents)

韓国 年報 (2016～2019年) 及びKIPO提供資料 (2020年 (暫定値))

⑭外国人による日本への特許出願件数

2020年の外国人による日本への特許出願件数は、前年比2.3%減の61,124件であった。このうち、米国と欧州からの出願が全体の68.2%を占め、それぞれ前年から減少し、22,451件、19,272件であった。韓国からの出願は、前年比4.4%増の5,881件であり、全体の9.6%を占めた。また、中国からの出願は、近年増加傾向にあり、2020年は前年比5.8%増の8,406件で全体に占める割合は13.8%であり、欧米からの出願と比べると依然として少ない [1-1-32図]。

1-1-32図 【外国人による日本への特許出願件数の推移】



単位：件

対合計比

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	対合計比 (2020年)
米国からの出願	23,979	23,949	23,121	22,867	22,451	36.7%
欧州からの出願	20,568	20,559	20,884	20,394	19,272	31.5%
中国からの出願	3,810	4,172	5,325	7,947	8,406	13.8%
韓国からの出願	5,216	4,735	5,070	5,634	5,881	9.6%
その他	4,564	4,774	5,537	5,755	5,114	8.4%
合計	58,137	58,189	59,937	62,597	61,124	

(備考) ・欧州とは、各年末時点におけるEPC加盟国の出願人を意味する。

・表中の件数は、直接出願件数及びPCT国内移行件数を含む。

・筆頭出願人の国籍でカウントしている。

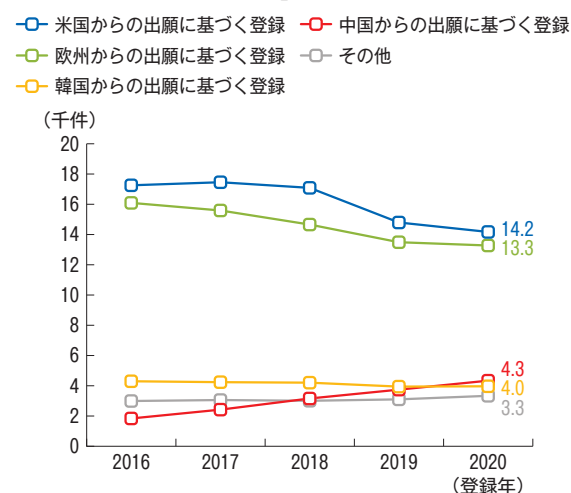
(資料) 統計・資料編 第4章2. (1) を基に特許庁作成

⑮外国人による日本での特許登録件数

2020年の外国人による日本での特許登録件数は、前年と同水準の39,061件であった。

このうち、米国と欧州からの出願に基づく登録が全体の70.3%を占めた。韓国からの出願に基づく登録は3,960件であり、全体の10.1%を占めた。また、中国からの出願に基づく登録は、前年比15.9%増の4,331件であり、全体に占める割合は11.1%となっている [1-1-33図]

1-1-33図 【外国人による日本での特許登録件数の推移】



単位：件

対合計比

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	対合計比 (2020年)
米国からの出願に基づく登録	17,248	17,451	17,080	14,789	14,165	36.3%
欧州からの出願に基づく登録	16,086	15,584	14,653	13,485	13,268	34.0%
中国からの出願に基づく登録	1,832	2,415	3,152	3,738	4,331	11.1%
韓国からの出願に基づく登録	4,292	4,232	4,199	3,938	3,960	10.1%
その他	2,986	3,051	3,001	3,095	3,337	8.5%
合計	42,444	42,733	42,085	39,045	39,061	

(備考) ・欧州とは、各年末時点におけるEPC加盟国の出願人を意味する。

・表中の件数は、直接出願及びPCT国内移行に基づく登録件数を含む。

・筆頭出願人の国籍でカウントしている。

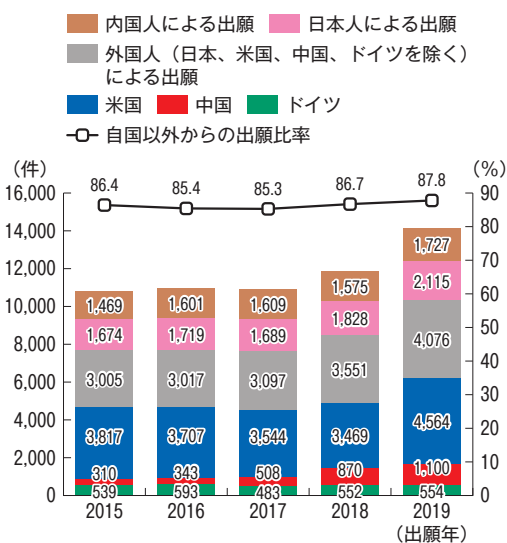
(資料) 統計・資料編 第4章3. (1) を基に特許庁作成

(3) 新興国等における特許出願動向

① ASEANにおける特許出願動向

ASEAN主要国（シンガポール、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピン）における特許出願について見ると、2019年はいずれも増加しており、ASEAN主要国全体の出願件数で見ると前年比12.3%増の、53,240件となっている。

1-1-34図 【シンガポールにおける特許出願構造】

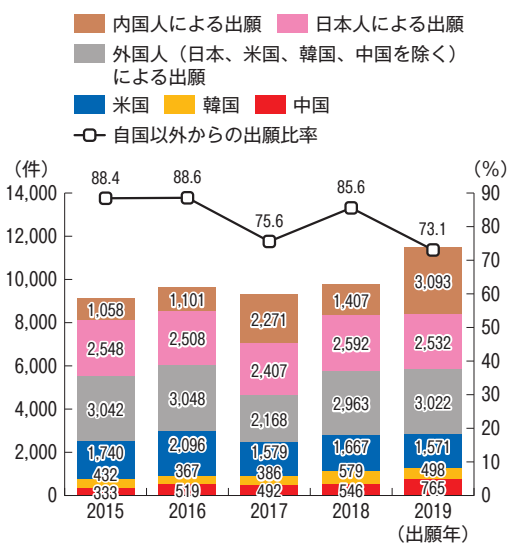


（備考）米国、中国、ドイツは、2019年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

（資料）WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

1-1-35図 【インドネシアにおける特許出願構造】

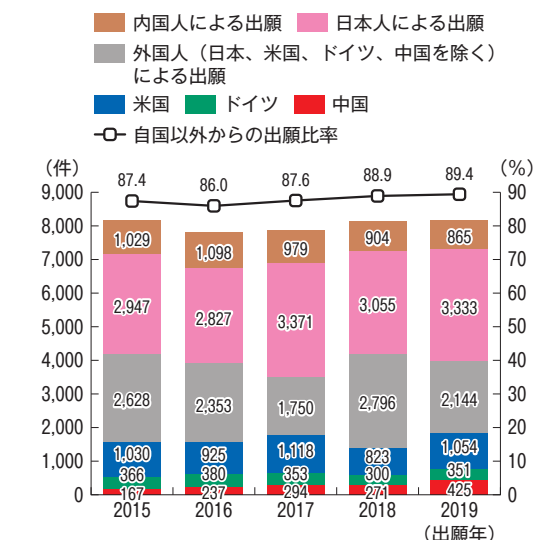


（備考）米国、韓国、中国は、2019年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

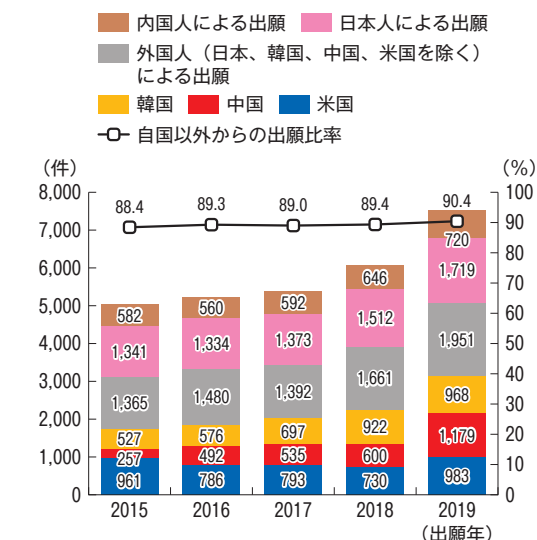
（資料）WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

1-1-36図 【タイにおける特許出願件数の推移】



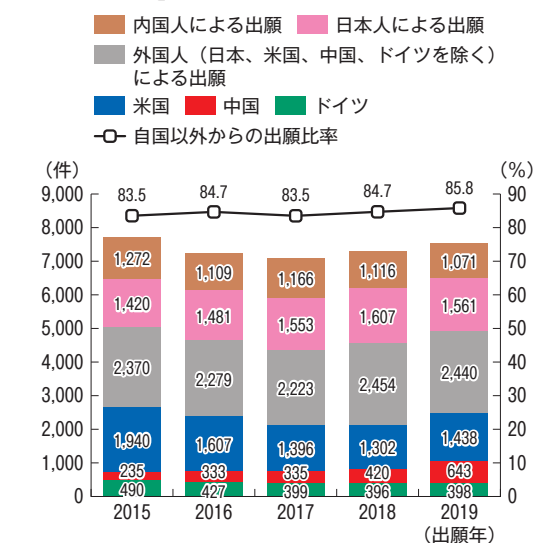
(備考) 米国、ドイツ、中国は、2019年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

1-1-38図 【ベトナムにおける特許出願構造】



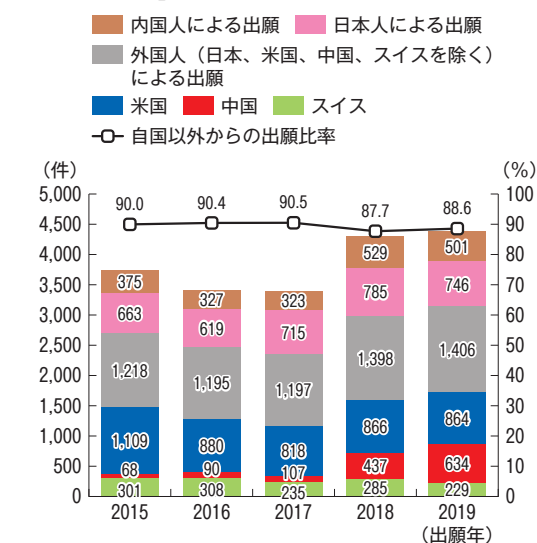
(備考) 韓国、中国、米国は、2019年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

1-1-37図 【マレーシアにおける特許出願構造】



(備考) 米国、中国、ドイツは、2019年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

1-1-39図 【フィリピンにおける特許出願構造】



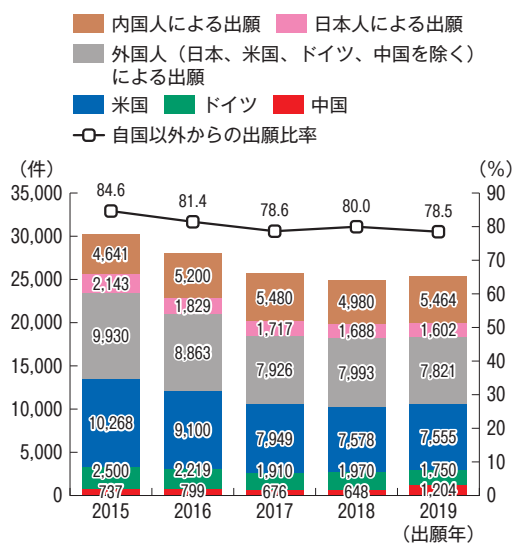
(備考) 米国、中国、スイスは、2019年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

②ブラジル、ロシア、インド及び南アフリカにおける特許出願動向

特許出願件数の推移を見ると、ブラジルでは2015年から減少傾向であったが2019年は増加に転じた。ロシアは2015年から減少傾向にある。インドでは2015年からほぼ横ばいで推移してきたが、2017年以降、インドは出願件数が増加している。また、2019年の特許出願構造を見ると、ロシアにおいては、内国人による出願割合が過半

数に達しているが、ブラジル、インド、南アフリカでは内国人による出願割合が比較的小さい。加えて、外国からの出願について見ると、4か国ともに米国からの出願が最も多く、ブラジル及びロシアではドイツと日本がこれに続き、インドでは日本と中国が、南アフリカでは中国とドイツがこれに続いている[1-1-40図、1-1-41図、1-1-42図、1-1-43図]。

1-1-40図 【ブラジルにおける特許出願構造】

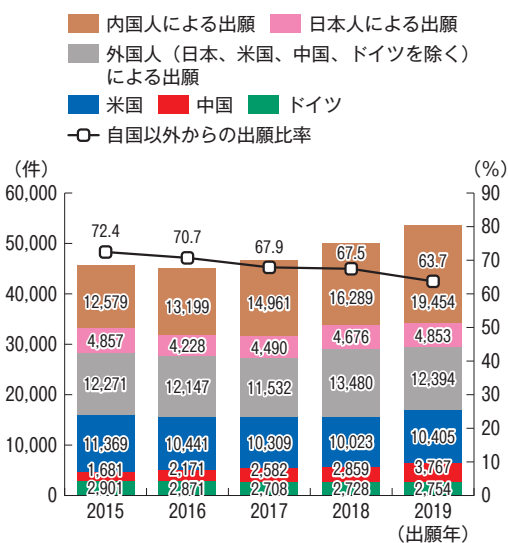


(備考) 米国、ドイツ、中国は、2019年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

1-1-42図 【インドにおける特許出願構造】

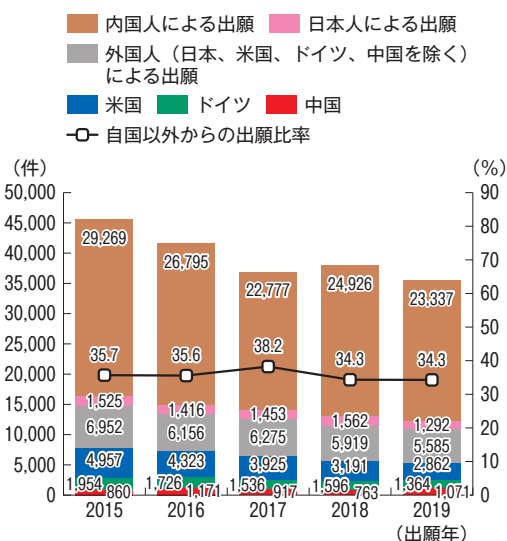


(備考) 米国、中国、ドイツは、2019年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

1-1-41図 【ロシアにおける特許出願構造】

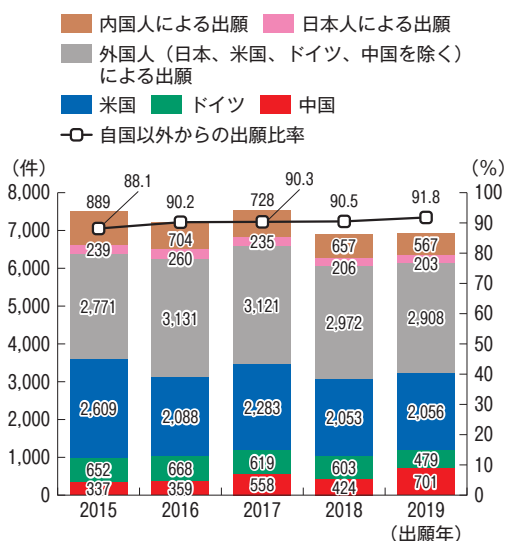


(備考) 米国、ドイツ、中国は、2019年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

1-1-43図 【南アフリカにおける特許出願構造】



(備考) 米国、ドイツ、中国は、2019年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

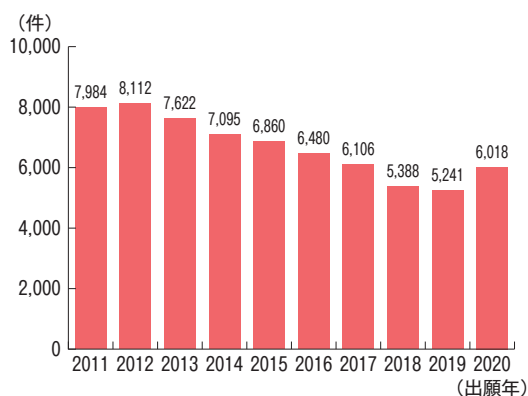
2. 実用新案

(1) 我が国における実用新案登録出願・登録動向及び実用新案技術評価書作成の現状

① 実用新案登録出願件数及び実用新案登録件数

実用新案登録出願件数は、近年減少傾向にあったが、2020年は、マスク等の技術が活発に考案されたため、前年比15%増の6,018件であった〔1-1-44図〕。実用新案登録件数も同様に減少傾向にあったが、2020年は前年比10%増の5,518件であった〔1-1-45図〕。

1-1-44図 【実用新案登録出願件数の推移】

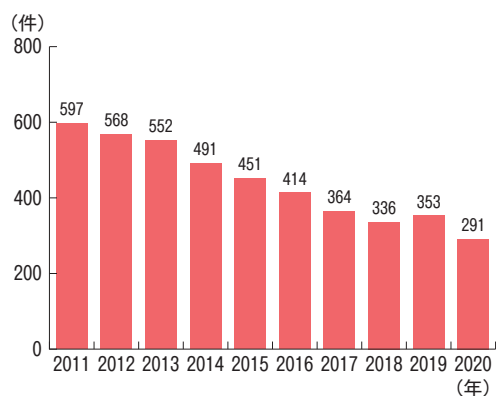


(資料) 統計・資料編 第1章3.

② 実用新案技術評価書作成件数

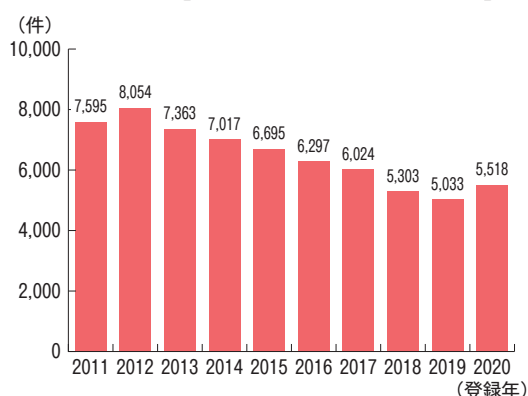
実体審査を行わない実用新案制度においては、権利を行使するにあたり、実用新案技術評価書を提示して警告を行うことが必要である。実用新案技術評価書とは、請求に基づき、権利の有効性を判断する材料として、新規性、進歩性等に関する審査官の評価を請求人に通知するものである。2020年の実用新案技術評価書の作成件数は291件であった〔1-1-46図〕。

1-1-46図 【実用新案技術評価書作成件数の推移】



(資料) 特許庁作成

1-1-45図 【実用新案登録件数の推移】



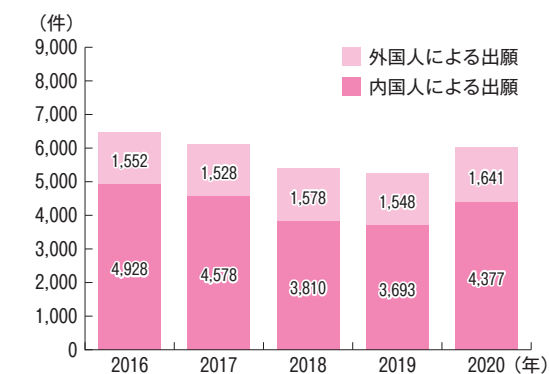
(資料) 統計・資料編 第1章3.

(2) 日中韓における実用新案登録出願構造

2020年の内国人による実用新案登録出願件数は、日本は4,377件、中国は2,368,651件、韓国は4,596件であった。

中国における外国人出願の件数は増加傾向にあるが、その割合は1%未満に過ぎない。また、2019年の日本から中国への出願件数は前年より増加している[1-1-47図、1-1-48図、1-1-49図]。

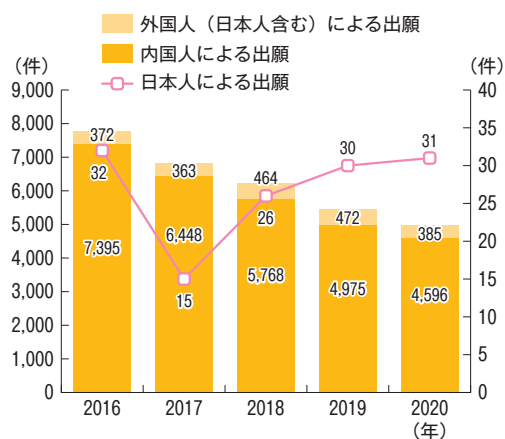
1-1-47図 【日本における実用新案登録出願構造】



(備考) 国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている。

(資料) 統計・資料編 第2章4. (2)

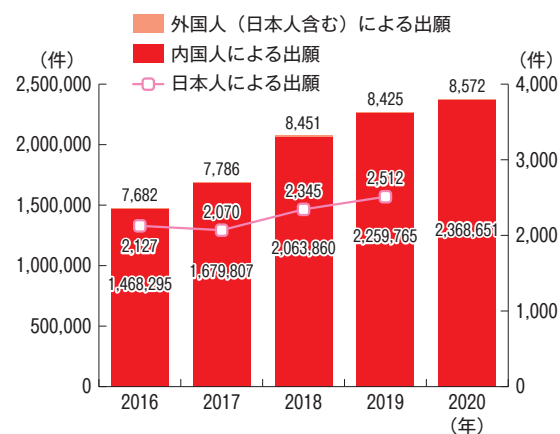
1-1-49図 【韓国における実用新案登録出願構造】



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) 韓国Annual Report (2015～2019年) 及び韓国提供資料(暫定値)(2020年)を基に特許庁作成

1-1-48図 【中国における実用新案登録出願構造】



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) 中国専利業務工作及総合管理統計月報及び中国年報を基に特許庁作成

3. 意匠

(1) 我が国における意匠登録出願・登録動向及び意匠審査の現状

①意匠登録出願件数及び意匠登録件数

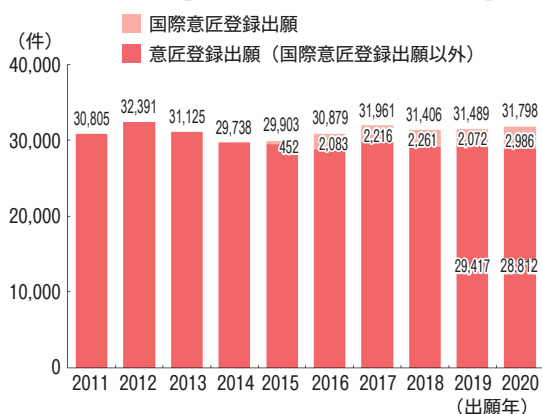
過去10年間の意匠登録出願件数の推移をみると、2011年以降多少の増減を繰り返しながら約3万件で推移しており、2020年は前年比1.0%増の31,798件であった。その内訳をみると、国際

意匠登録出願¹件数は2,986件、それ以外の意匠登録出願件数は28,812件であった。

また、関連意匠²の利用割合は、2016年以降、13%前後でほぼ横ばいを維持しているものの、2020年は前年比0.7%増の13.5%となっている。

意匠登録件数は、近年は多少の増減を繰り返しながら3万件弱で推移しており、2020年は26,417件であった。

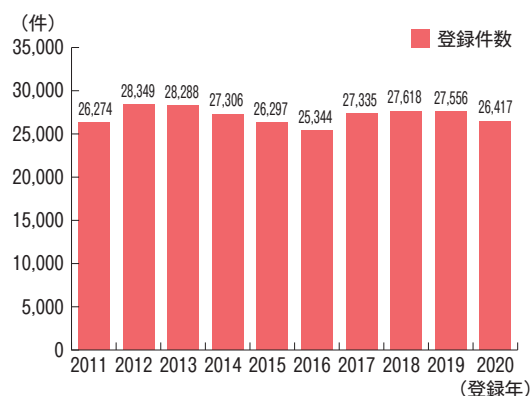
1-1-50図 【意匠登録出願件数の推移】



(備考) 国際意匠登録出願については、国際公表日を基準としてカウントしている。
日本国特許庁におけるハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願の取扱い開始は、2015年5月13日。

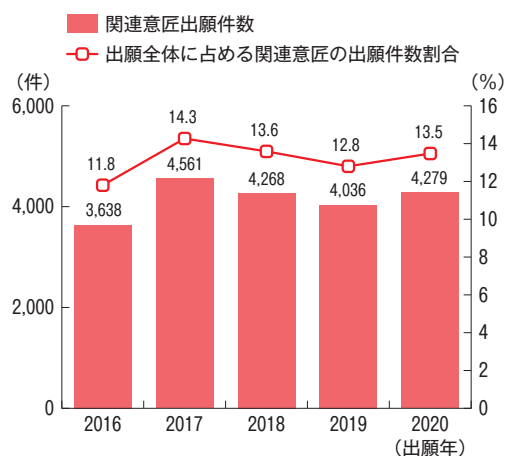
(資料) 統計・資料編 第1章4.、第3章10.

1-1-52図 【意匠登録件数の推移】



(資料) 統計・資料編 第1章4.

1-1-51図 【関連意匠の出願件数及び出願件数割合の推移】



(資料) 特許庁作成

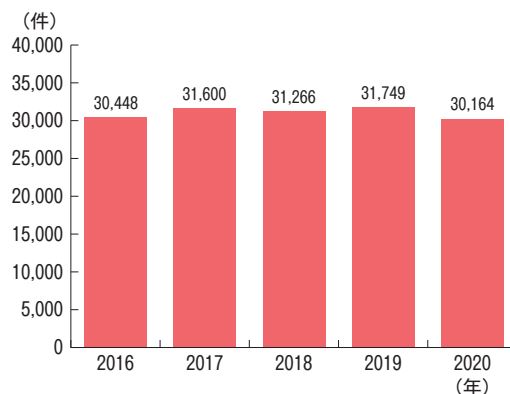
1 国際意匠登録出願件数は、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願であって、日本国を指定締約国とし、かつ国際事務局により国際登録され、国際公表がされた出願の件数。当該件数については、国際出願の対象である意匠ごとにされた意匠登録出願として、また、国際公表の日を基準としてカウント。意匠法第60条の6参照。以下同じ。

2 「関連意匠制度」は、自己が出願した意匠に類似している意匠（関連意匠）が、一定期間内に提出された場合に限り、意匠登録を受けることができる制度。

②意匠審査の現状

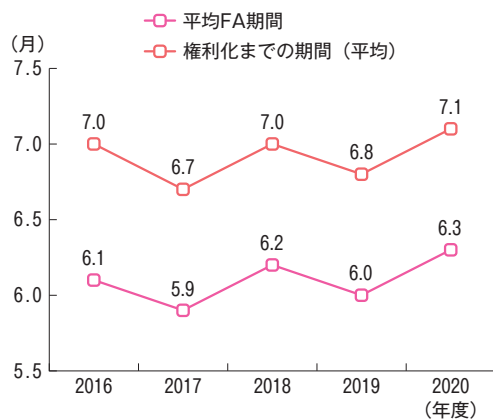
2020年度における出願から一次審査通知までの期間（FA期間）は平均6.3月であり、出願から権利化までの期間は平均7.1月であった¹。また、2020年の一次審査件数（FA件数）は30,164件と、出願件数同様にほぼ横ばいで推移しており、登録査定件数は3万件弱で推移している。

1-1-54図 【意匠審査のFA件数の推移】

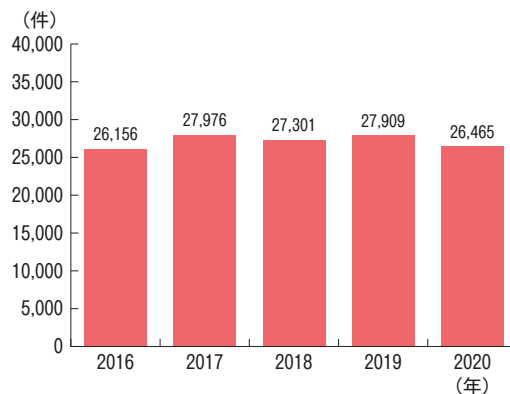


(資料) 統計・資料編 第1章4.

1-1-53図 【意匠審査の権利化までの期間と平均FA期間の推移】



1-1-55図 【意匠審査の登録査定件数の推移】



(資料) 統計・資料編 第1章4.

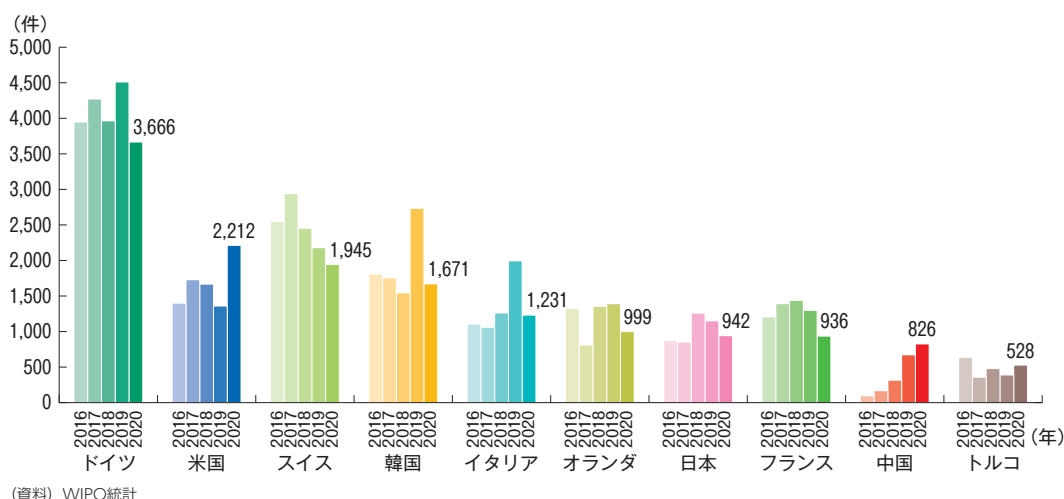
¹ FA期間は、出願から審査官による審査結果の最初の通知（国際意匠登録出願を除く。主に登録査定又は拒絶理由通知書）が出願人等へ発送されるまでの期間。権利化までの期間は、出願から権利化までの期間（国際意匠登録出願を除く。また、出願人が制度上認められている期間を使い補正等を行うことによって、特許庁から再度の応答を求められる場合等を除く。）。

2020年度は令和元年改正意匠法により新たに保護対象となった建築物及び画像に係る意匠並びに内装の意匠等に係る出願の場合を除く。

③ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願件数

我が国におけるハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願の取扱い開始は、2015年5月13日であり、出願人居住国別にみると、2020年の米国からの国際出願件数は、前年と比較して急増した。

1-1-56図 【出願人居住国別の国際出願に含まれる意匠数の推移】

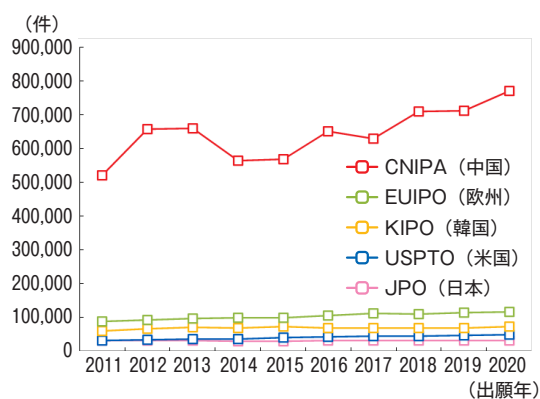


(2)主要国・機関における意匠登録出願・登録動向

①主要国・機関における意匠登録出願件数

主要国・機関における2020年の意匠登録出願件数について、米国（前年比4.8%増）、欧州（EUIPO）（意匠数前年比2.3%増）、韓国（意匠数前年比3.3%増）、中国（前年比8.3%増）、日本（前年比1.0%増）いずれも増加した。

1-1-57図 【主要国・機関における意匠登録出願件数の推移】



単位：件

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
CNIPA (中国)	521,468	657,582	659,563	564,555	569,059	650,344	628,658	708,799	711,617	770,362
EUIPO (欧州)	87,350	92,090	96,422	98,957	99,658	105,729	111,234	108,553	113,319	115,957
KIPO (韓国)	58,571	65,469	70,054	68,564	72,813	69,293	67,482	68,310	69,360	71,654
USPTO (米国)	30,467	32,799	36,034	35,378	39,453	42,908	43,488	44,385	46,827	49,075
JPO (日本)	30,805	32,391	31,125	29,738	29,903	30,879	31,961	31,406	31,489	31,798

(備考) 欧州、韓国の数値は、それぞれEUIPO、KIPOへ出願された意匠数を示す。

(資料) 日本 統計・資料編 第1章4.

米国 2011～2019年：WIPO統計、2020年：USPTO提供資料（暫定値）

欧州 2011～2019年：WIPO統計、2020年：EUIPO提供資料（暫定値）

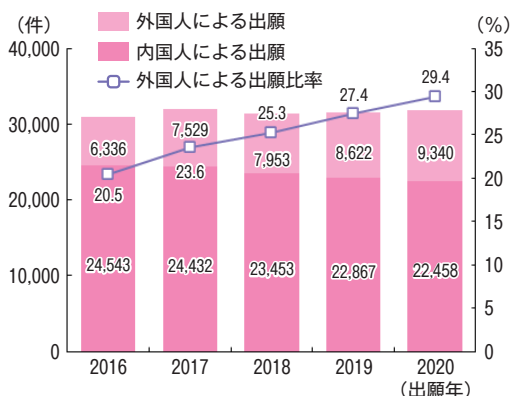
中国 2011～2019年：WIPO統計、2020年：CNIPA提供資料（暫定値）

韓国 2011～2019年：WIPO統計、2020年：KIPO提供資料（暫定値）

②主要国・機関における意匠登録出願構造

2020年の主要国・機関における内外国人別の出願割合を見ると、外国人による出願の割合は、それぞれ米国は55.7%、欧州¹は47.6%、日本は29.4%、韓国は10.6%、中国は2.3%であった。

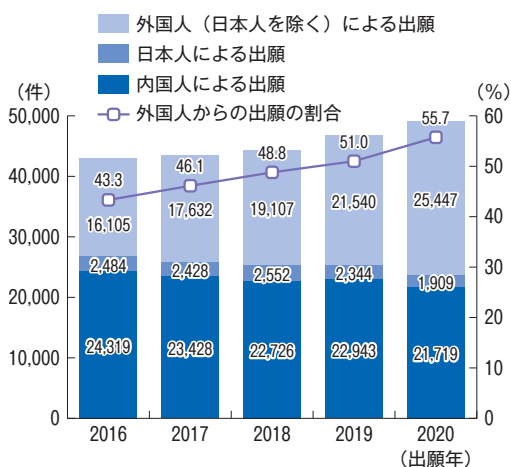
1-1-58図 【日本における意匠登録出願構造】



(備考) 国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている（国際意匠登録出願については筆頭出願人の居住国に基づく。）。

(資料) 統計・資料編 第2章4. (3)

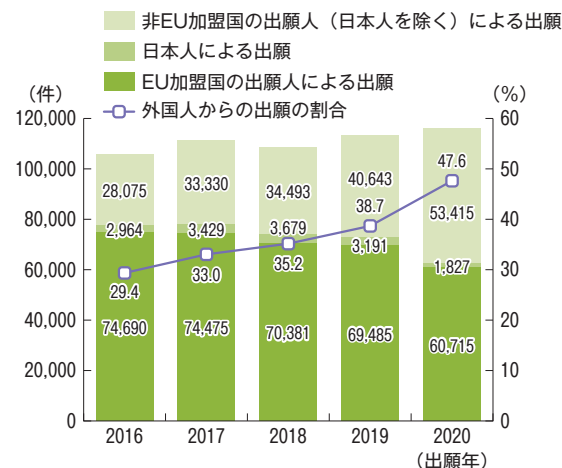
1-1-59図 【米国における意匠登録出願構造】



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) 2016～2019年：WIPO統計、2020年：USPTO提供資料（暫定値）

1-1-60図 【欧州における意匠登録出願構造】

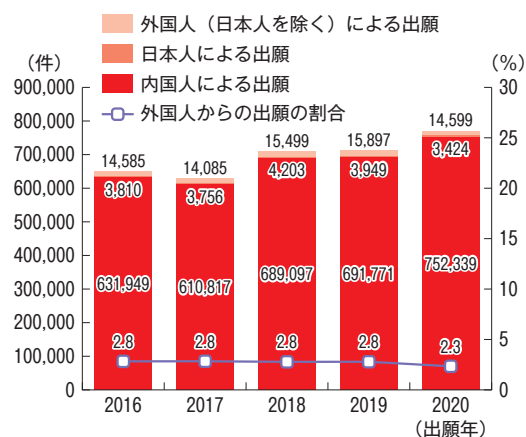


(備考) EUIPOへ出願された意匠数に基づく出願構造をあらわす。

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) 2016～2019年：WIPO統計、2020年：EUIPO提供資料（暫定値）

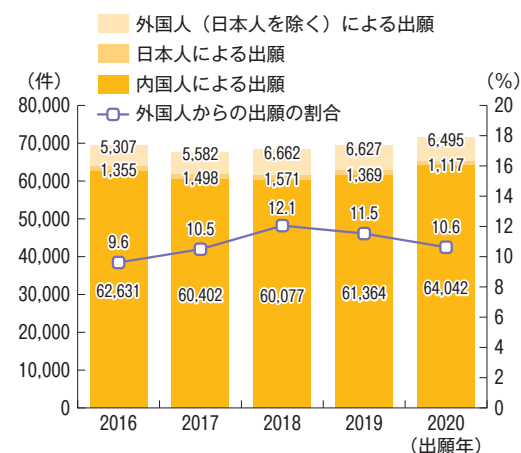
1-1-61図 【中国における意匠登録出願構造】



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) 2016～2019年：WIPO統計、2020年：CNIPA提供資料（暫定値）

1-1-62図 【韓国における意匠登録出願構造】



(備考) KIPOへ出願された意匠数に基づく出願構造をあらわす。

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

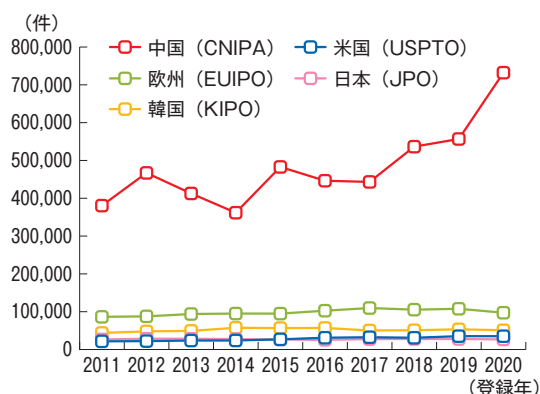
(資料) 2016～2019年：WIPO統計、2020年：KIPO提供資料（暫定値）

1 欧州における出願において、外国人とは非EU加盟国の出願人を指す。

③主要国・機関における意匠登録件数

実体審査を行う国における2020年の意匠登録件数を見ると、我が国では前年比4.1%減、韓国¹では前年比4.7%減、米国では前年比0.4%減であった。実体審査を行わない国・機関における2020年の意匠登録件数を見ると、欧州（EUIPO）では前年比9.7%減であったが、中国では前年比31.5%増である。

1-1-63図 【主要国・機関における意匠登録件数】



単位：件

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
中国 (CNIPA)	380,290	466,858	412,467	361,576	482,659	446,135	442,996	536,251	556,529	731,918
欧州 (EUIPO)	86,203	87,464	93,637	94,851	94,718	102,389	109,450	105,116	107,514	97,032
韓国 (KIPO)	43,634	47,670	49,039	57,207	56,444	56,787	50,106	50,678	53,189	50,694
米国 (USPTO)	21,356	21,951	23,468	23,657	26,659	30,920	32,251	30,850	35,047	34,906
日本 (JPO)	26,274	28,349	28,288	27,306	26,297	25,344	27,335	27,618	27,556	26,417

(備考) 欧州、韓国の数値は、それぞれEUIPO、KIPOで登録された意匠数を示す。

(資料) 日本 統計・資料編 第1章4.

米国 2011～2019年：WIPO統計、2020年：USPTO提供資料（暫定値）

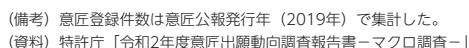
欧州 2011～2019年：WIPO統計、2020年：EUIPO提供資料（暫定値）

中国 2011～2019年：WIPO統計、2020年：CNIPA提供資料（暫定値）

韓国 2011～2019年：WIPO統計、2020年：KIPO提供資料（暫定値）

¹ 一部の物品分野では、実体審査なしで登録される。

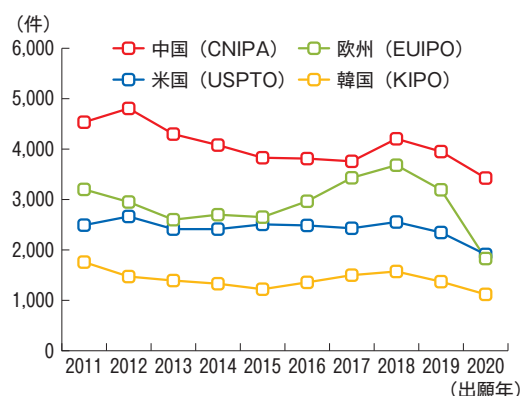
主要国・機関間の各国居住者による他国への意匠登録状況を見ると、日本居住者及び韓国居住者は中国への登録が最も多い。欧州居住者は米国への登録が最も多い。中国居住者及び米国居住者は欧州への登録が最も多い。



⑤日本人による主要国・機関への意匠登録出願件数

日本人による米国、中国、韓国への出願件数は、近年減少傾向であり、2020年の欧州への出願は急減した。

1-1-65図 【日本人による主要国・機関における意匠登録出願件数の推移】



単位: 件

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
中国 (CNIPA)	4,532	4,805	4,296	4,078	3,827	3,810	3,756	4,203	3,949	3,424
欧州 (EUIPO)	3,199	2,949	2,598	2,697	2,649	2,964	3,429	3,679	3,191	1,827
米国 (USPTO)	2,490	2,662	2,411	2,411	2,505	2,484	2,428	2,552	2,344	1,909
韓国 (KIPO)	1,757	1,470	1,391	1,328	1,219	1,355	1,498	1,571	1,369	1,117

(備考) 欧州、韓国の数値は、それぞれEUIPO、KIPOへ出願された意匠数を示す。

各国特許庁における件数は下記資料の定義に従っている。

(資料) 米国 2011～2019年: WIPO統計、2020年: USPTO提供資料 (暫定値)

欧州 2011～2019年: WIPO統計、2020年: EUIPO提供資料 (暫定値)

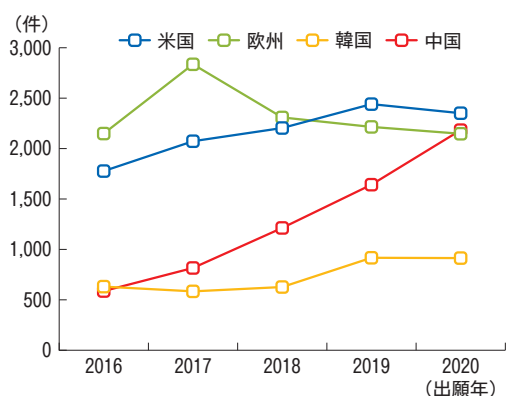
中国 2011～2019年: WIPO統計、2020年: CNIPA提供資料 (暫定値)

韓国 2011～2019年: WIPO統計、2020年: KIPO提供資料 (暫定値)

⑥外国人による日本への意匠登録出願件数

中国から日本へなされた意匠登録出願件数は、近年顕著な増加傾向にあり、2020年は、ついに欧州からの意匠登録出願件数を上回った。また、外国人による日本への意匠登録出願件数全体も、ここ10年間増加し続けている。

1-1-66図 【外国人による日本への意匠登録出願件数の推移】



単位: 件

	2016	2017	2018	2019	2020	対合計比 (2020年)
欧州	2,148	2,835	2,308	2,214	2,146	23.0%
米国	1,776	2,072	2,203	2,440	2,350	25.2%
韓国	630	583	626	916	913	9.8%
中国	586	815	1,212	1,641	2,182	23.4%
その他	1,196	1,224	936	1,411	1,749	18.7%
合計	6,336	7,529	7,953	8,622	9,340	100.0%

(備考) 欧州の数値は、各年にEU加盟国 (2020年より英国はEU加盟国外) から日本になされた出願件数の合計である。

国内出願件数と国際意匠登録出願件数の合計である。

筆頭出願人の国籍でカウントしている (国際意匠登録出願については筆頭出願人の居住国に基づく。)

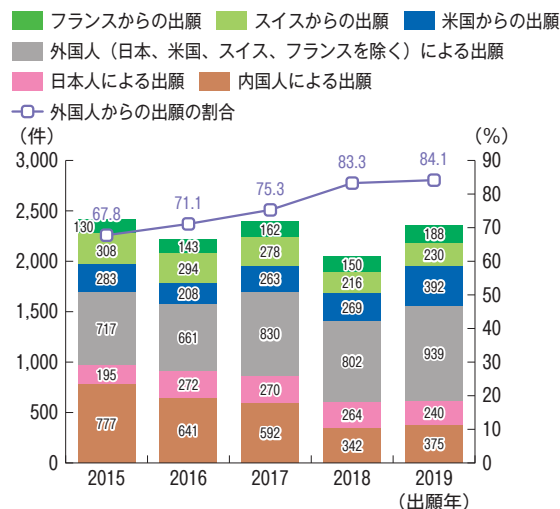
(資料) 統計・資料編 第4章2. (1)

(3) 新興国等における意匠登録出願動向

① ASEANにおける意匠登録出願動向

ASEAN主要国（シンガポール、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピン）における直近5年間の意匠登録出願件数の推移を見る

1-1-67図 【シンガポールにおける意匠登録出願構造】

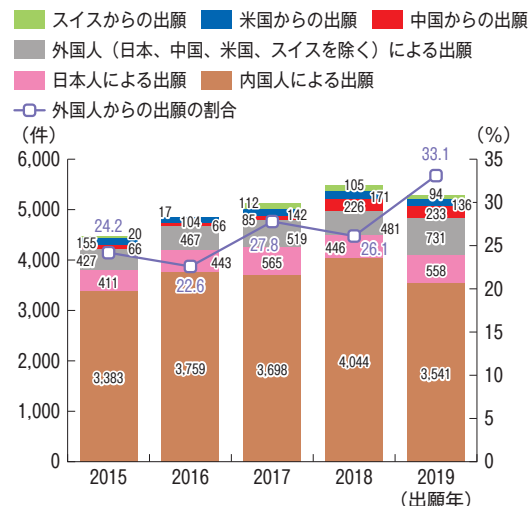


(備考) 米国、スイス、フランスは、2019年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

と、マレーシア、ベトナム、フィリピンは増加傾向にある。インドネシアは2019年に急減した。

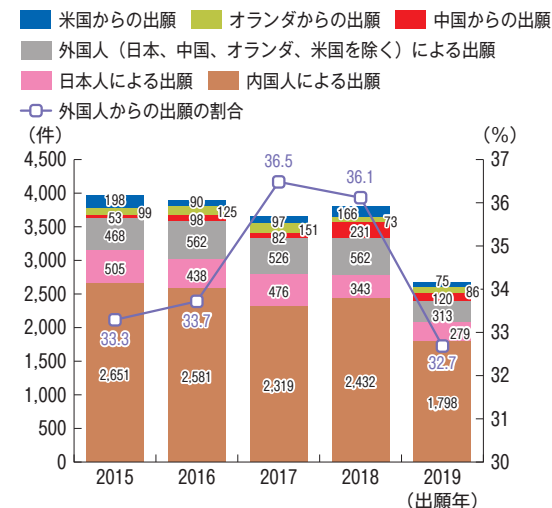
なお、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピンでは、2019年の外国人による出願のうち日本人による出願が約20～30%を占めている。

1-1-69図 【タイにおける意匠登録出願構造】



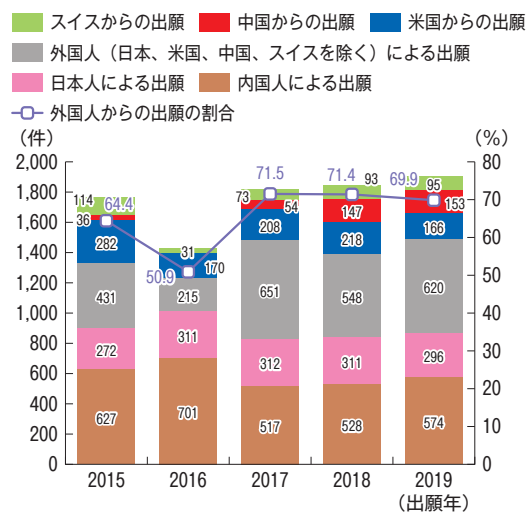
(備考) 中国、米国、スイスは、2019年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

1-1-68図 【インドネシアにおける意匠登録出願構造】



(備考) 中国、米国、オランダは、2019年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

1-1-70図 【マレーシアにおける意匠登録出願構造】

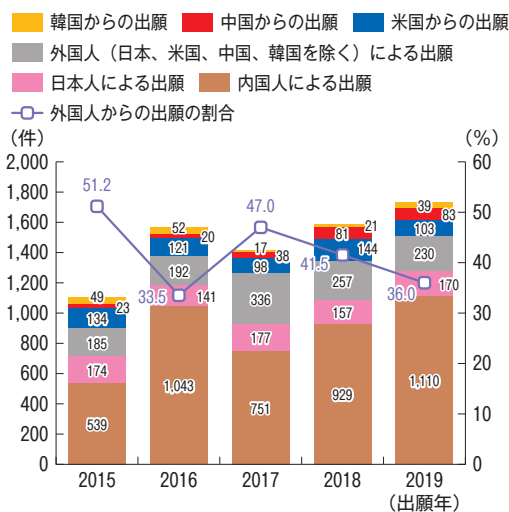


(備考) 米国、中国、スイスは、2019年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

1-1-72図 【フィリピンにおける意匠登録出願構造】

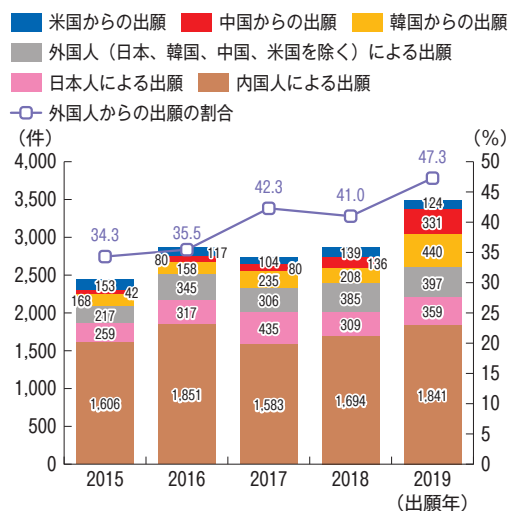


(備考) 米国、中国、韓国は、2019年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

1-1-71図 【ベトナムにおける意匠登録出願構造】



(備考) 韓国、米国、中国は、2019年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

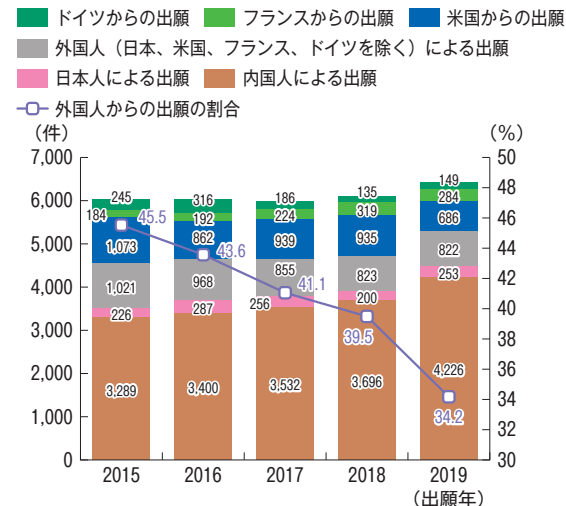
(資料) WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

②ブラジル、ロシア、インド及び南アフリカにおける意匠登録出願動向

直近5年間の意匠登録出願件数の推移を見ると、ロシア、インドは増加傾向であり、インドは

これら四か国で最大の出願件数となっている。ブラジルでは近年横ばいを維持している。また、南アフリカは2000件前後で増減している。

1-1-73図 【ブラジルにおける意匠登録出願構造】

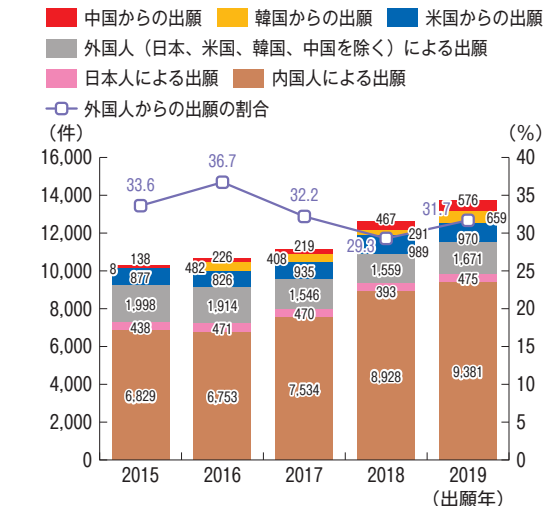


(備考) 米国、フランス、ドイツは、2019年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

1-1-75図 【インドにおける意匠登録出願構造】

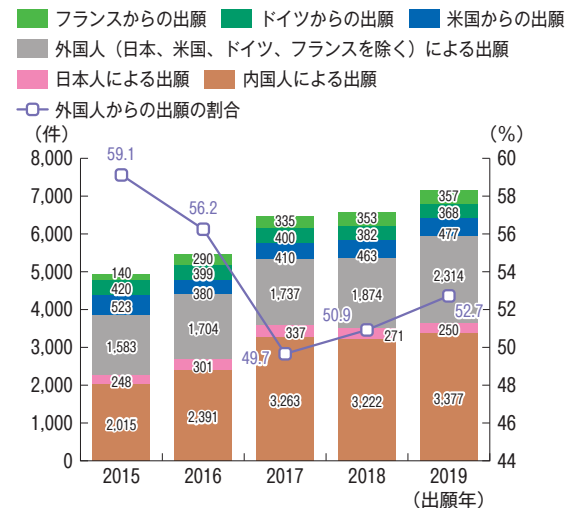


(備考) 米国、中国、韓国は、2019年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

1-1-74図 【ロシアにおける意匠登録出願構造】

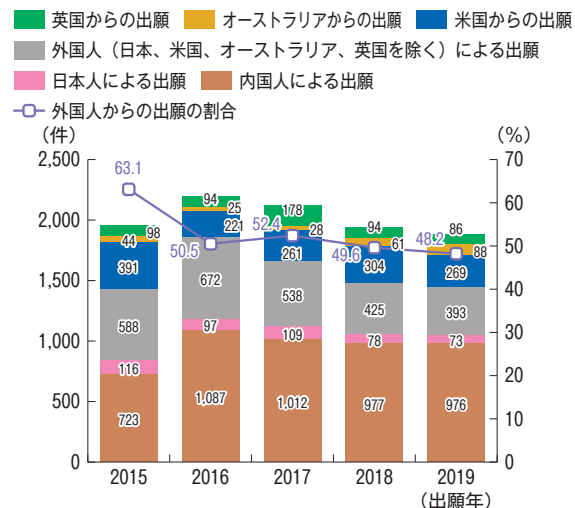


(備考) 米国、ドイツ、フランスは、2019年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

1-1-76図 【南アフリカにおける意匠登録出願構造】



(備考) 米国、英国、オーストラリアは、2019年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

4. 商標

(1) 我が国における商標登録出願・登録動向及び商標審査の現状

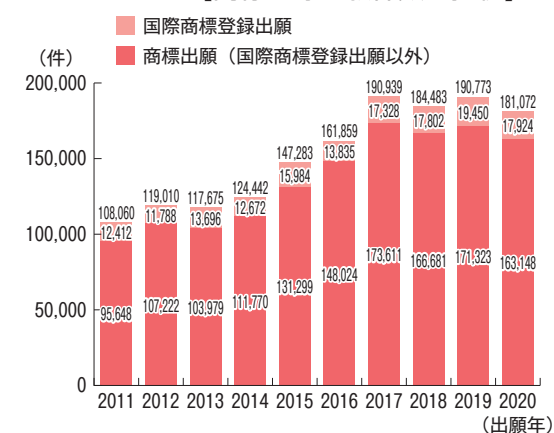
① 商標登録出願件数及び商標登録件数

2020年の商標登録出願件数は181,072件であった。内訳を見ると、国際商標登録出願¹件数は

は前年比7.8%減の17,924件、それ以外の商標登録出願件数は同4.8%減の163,148件であった〔1-1-77図〕。

商標登録件数は、近年は11万件前後で推移していたが、2020年は135,313件に増加した〔1-1-78図〕。

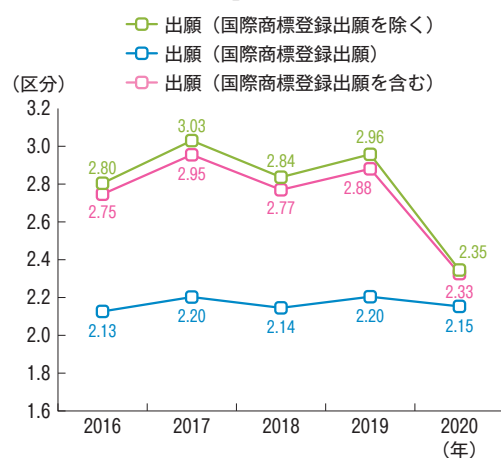
1-1-77図 【商標登録出願件数の推移】



(備考) 国際商標登録出願については、日本国特許庁への指定通報日を基準としてカウントしている。

(資料) 統計・資料編 第1章5.、第3章17.

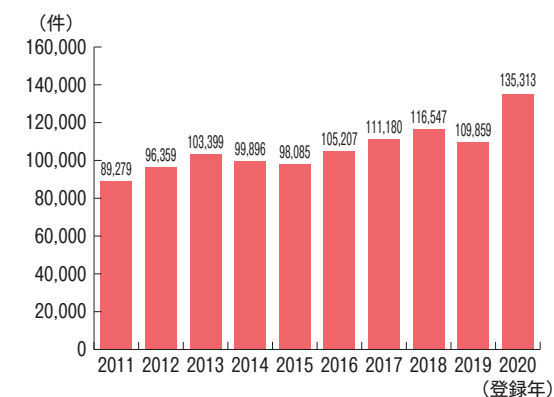
1-1-79図 【一出願に含まれる平均区分数 (多区分率)】



(備考) 平均区分数は出願区分数を出願件数で割った数値

(資料) 統計・資料編 第1章5.、第2章5. (7)、第3章17.、第3章18.

1-1-78図 【商標登録件数の推移】



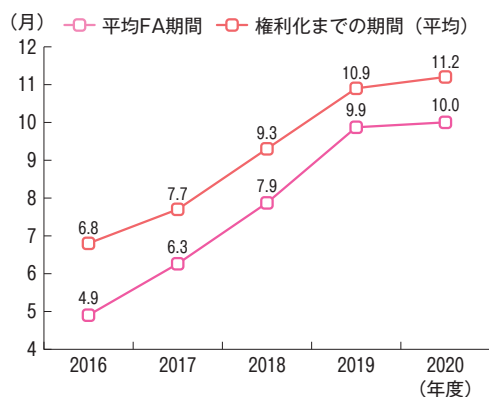
(資料) 統計・資料編 第1章5.

¹ マドリッド協定議定書に基づく国際出願であって、日本国を指定したもの。商標法第68条の9参照。

②商標審査の現状

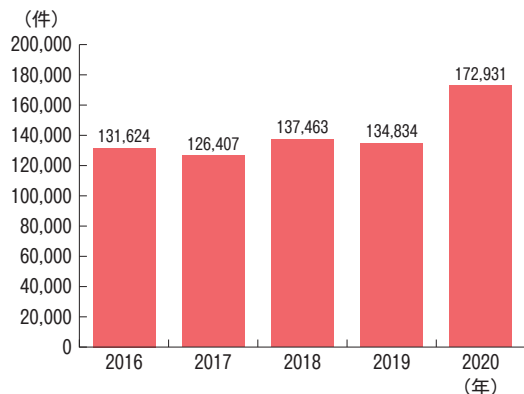
特許庁は、近年の商標登録出願件数の増加による審査期間の長期化を阻止すべく、審査体制の強化・効率化を進めており、2020年のFA件数は前年比28.3%増の172,931件まで増加した [1-1-81図]。2020年度における出願から一次審査通知までの期間（FA期間）は10.0か月、出願から権利化までの期間¹は11.2か月であった [1-1-80図]。

1-1-80図 【商標審査の権利化までの期間と平均FA期間の推移】



(資料) 特許庁作成

1-1-81図 【商標審査のFA件数の推移】

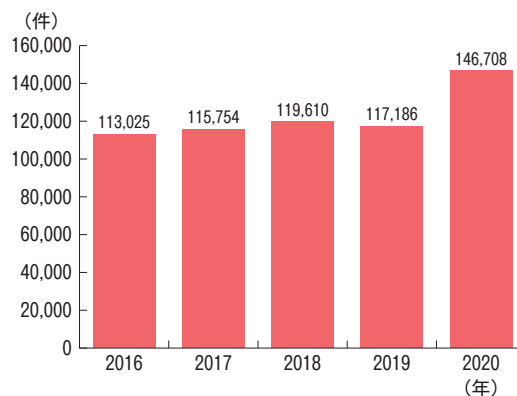


(資料) 統計・資料編 第1章5.

③マドリッド協定議定書に基づく国際出願²動向

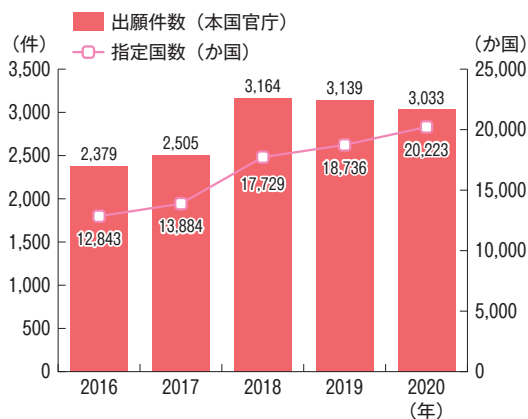
日本国特許庁を本国官庁とするマドリッド協定議定書に基づく国際出願は近年、特に指定国数が増加傾向にあり、指定国数は前年比7.9%増の20,223件であった [1-1-83図]。

1-1-82図 【商標審査の登録査定件数の推移】



(資料) 統計・資料編 第1章5.

1-1-83図 【日本国特許庁を本国官庁とするマドリッド協定議定書に基づく国際出願件数の推移】



(資料) 統計・資料編 第3章12.

1 出願から最終処分までの期間（新しいタイプの商標及び地域団体商標に係る出願を除く。また、出願人が制度上認められている期間を使い補正等を行うことによって、特許庁から再度の応答を求められる場合を除く。）。

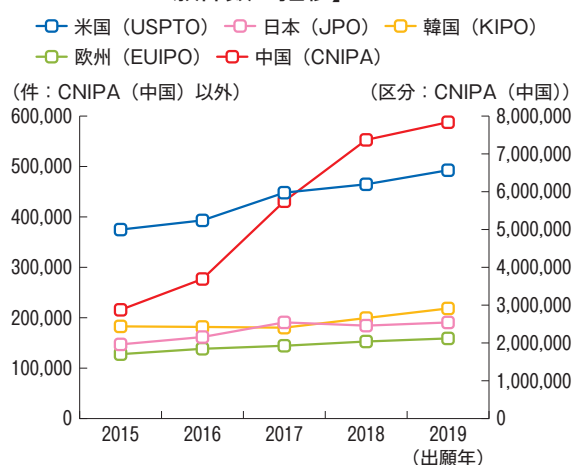
2 国際登録出願制度の概要：締約国の一国の官庁（本国官庁）に出願又は登録されている商標を基礎として、保護を求める締約国官庁（指定国官庁）を指定した願書を、本国官庁を通じてWIPO国際事務局に国際登録出願する。かかる国際登録出願は、WIPO国際事務局が管理する国際登録簿に国際登録され、WIPO国際事務局から送付された指定通報に基づき、指定国官庁が1年又は各国の宣言により18か月（我が国は18か月）以内に拒絶の理由を通報しない限り、上記指定国において保護を受けることができる。

(2) 主要国・機関における商標登録出願・登録動向

① 主要国・機関における商標登録出願件数

主要国・機関における商標登録出願件数は全体的に増加傾向にある。最も出願件数の多い中国においては、顕著な出願増加が続いており、2019年は約784万区分であった〔1-1-84図〕。

1-1-84図 【主要国・機関における商標登録出願件数の推移】



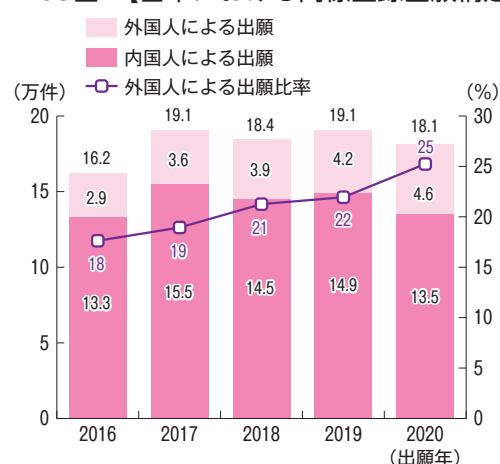
(備考) 商標登録出願件数はマドリッド協定議定書に基づく国際出願を含む。
CNIPA (中国) の数値は右軸で示す。CNIPA (中国) は出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数である。

(資料) 日本 統計・資料編 第1章5.
CNIPA 中国商標戦略年度発展報告 (～2017年)、TM5 Statistics Report (2018年～)
その他 WIPO統計

② 主要国・機関における商標登録出願構造

2020年の日本における商標登録出願構造を見ると、内国人による出願が74.8%、外国人による出願が25.2%という構成となっている〔1-1-85図〕。

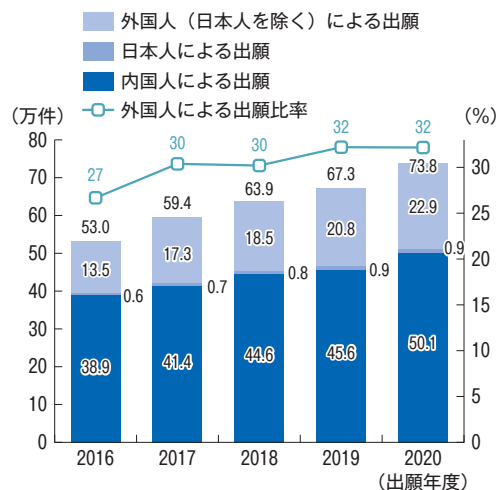
1-1-85図 【日本における商標登録出願構造】



(備考) 国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている (国際商標登録出願については筆頭出願人の居住国に基づく。)

(資料) 統計・資料編 第2章4. (4)

1-1-86図 【米国における商標登録出願構造】



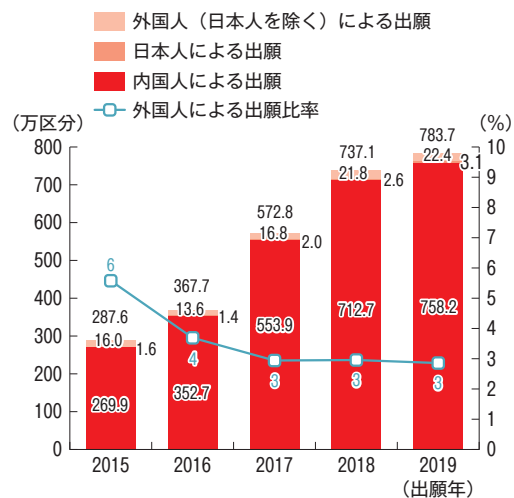
(備考) 出願件数の国別内訳を公表していないため、数値は出願区分数である。
年度は各年の前年10月からその年の9月までを示す。

(例) 2020年度：2019年10月～2020年9月

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) USPTO Annual Report

1-1-88図 【中国における商標登録出願構造】



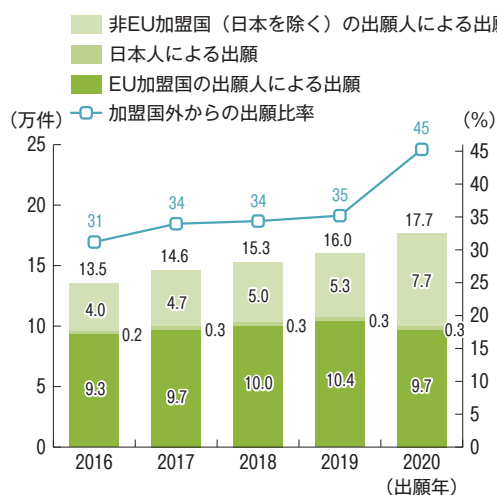
(備考) 出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数である。

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) 中国商標戦略年度発展報告（～2017年）、TM5 Statistics Report(2018年～)

2020年のデータは未公表

1-1-87図 【欧州における商標登録出願構造】

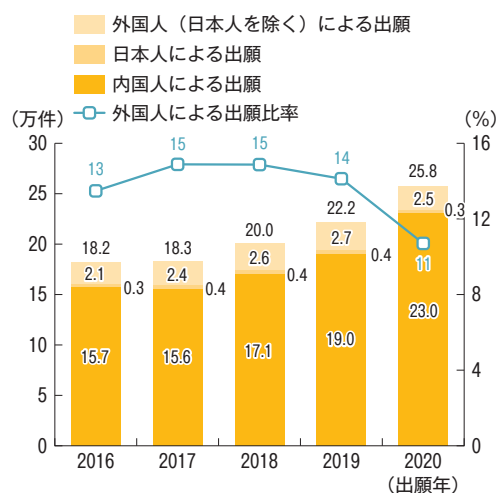


(備考) EUIPOにおける商標登録出願構造を表す。

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) EUIPOウェブサイト（2020年より英国はEU加盟国外）

1-1-89図 【韓国における商標登録出願構造】



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。

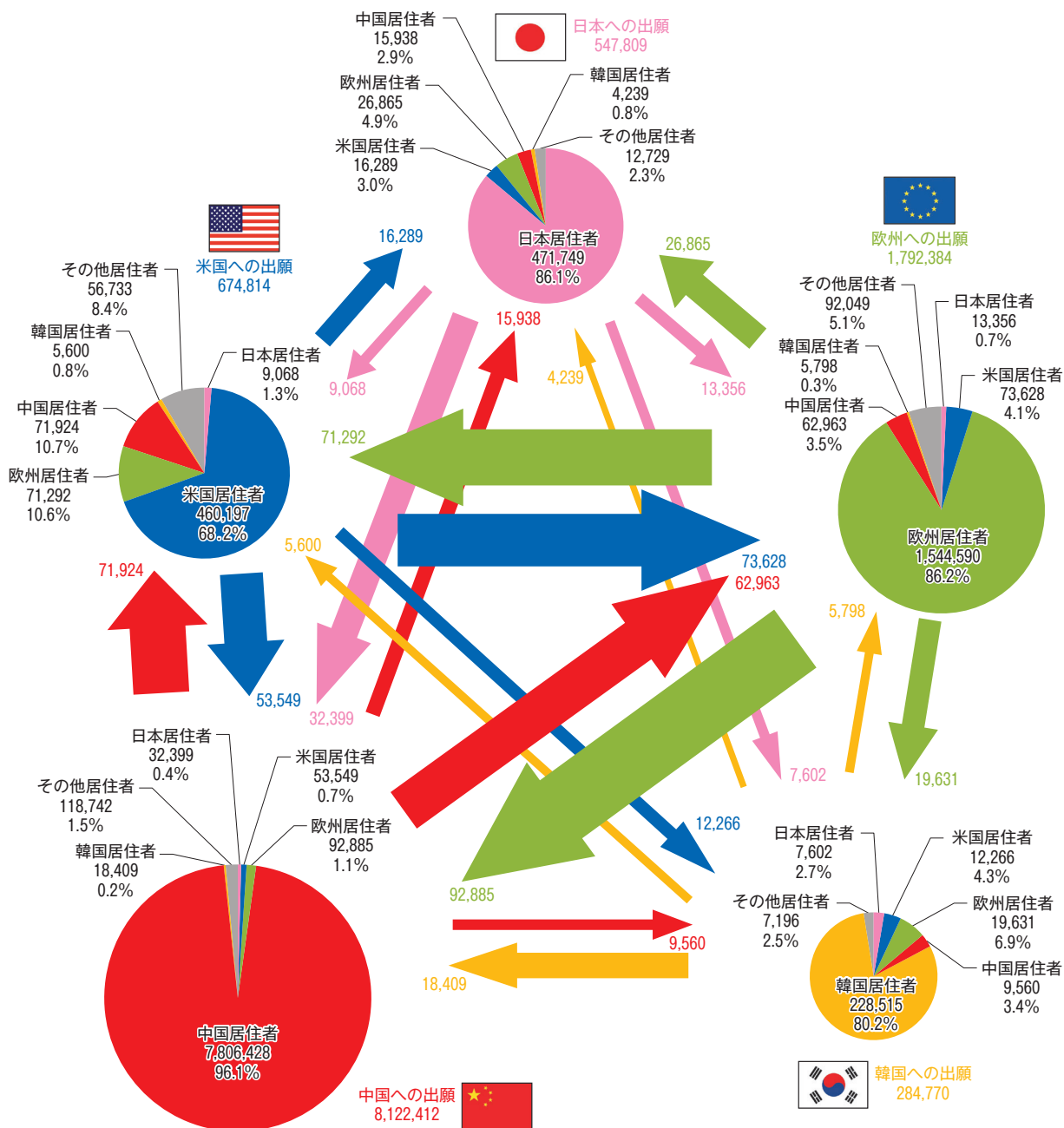
(資料) Annual Report（2016～2019年）、韓国提供資料（暫定値）（2020年）

③主要国・機関間の商標登録出願状況（区分数）

日米欧中韓間の出願人居住地別の商標登録出願区分数では、日本からは、中国への出願が最も多く、次いで欧州、米国、韓国の順となっている。日本居住者同様に、韓国からも中国への出願が最も多い。米国については、欧州への出願区分数が

最も多く、次いで中国となっている。欧州については、中国への出願区分数が最も多く、次いで米国となっている。中国からは米国への出願区分数が最も多く、次いで欧州、日本、韓国の順となっている。

1-1-90図 主要国・機関間の商標登録出願区分数の関係（区分数、2019年）

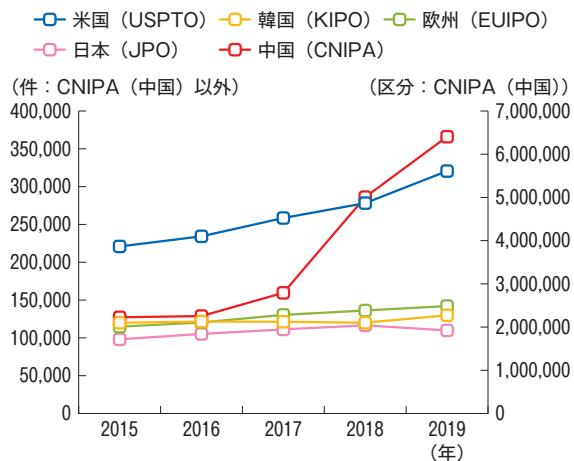


（備考）欧州はEUIPO、EU加盟各国及び英国、スイスへの出願区分数の合計を示し、欧州居住者はEU加盟国及び英国、スイスの出願区分数の合計を示す。
（資料）特許庁「令和2年度商標出願動向調査報告書－マクロ調査－」

④主要国・機関における商標登録件数

主要国・機関における商標登録件数は、同出願件数の傾向と同様、全体的に増加傾向にある [1-1-91図]。

1-1-91図 【主要国・機関における商標登録件数の推移】



(備考) 商標登録件数はマドリッド協定議定書に基づく国際出願を含む。
中国 (CNIPA) の数値は右軸で示す。中国 (CNIPA) は登録件数での公表はしていないため、数値は登録区分数である。
(資料) 日本 統計・資料編 第1章5。
中国 中国商標戦略年度発展報告 (～2017年)、TM5 Statistics Report (2018年～)
その他 WIPO統計

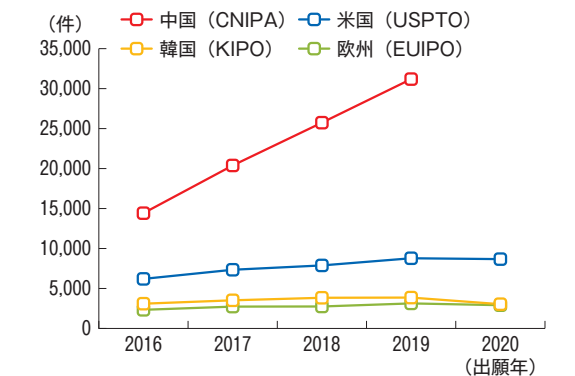
⑥外国人による日本への商標登録出願件数

2020年の外国人による日本への出願件数は、合計で前年比9.2%増の45,697件となった。特に中国からの出願件数が増加傾向にあり、前年比45.4%増の18,181件となった [1-1-93図]。

⑤日本人による主要国・機関への商標登録出願件数

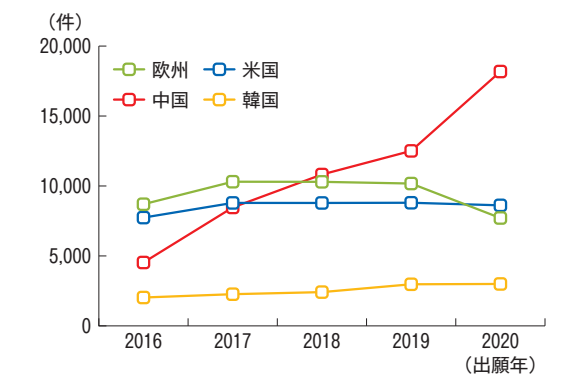
近年の日本人による主要国・機関への商標登録出願件数は増加傾向にあり、特に中国への出願増加が顕著である。他方、2020年の米国、韓国及び欧州への出願件数は横ばい又は減少となった。 [1-1-92図]。

1-1-92図 【日本人による主要国・機関への商標登録出願件数の推移】



(備考) 中国 出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数である。2020年のデータは未公表。
出願件数の国別内訳を公表していないため、数値は出願区分数である。各年の値は年度データ、各年の前年10月からその年の9月までを示す。
(例) 2020年度：2019年10月～2020年9月
件数は下記資料の定義に従っている。
(資料) 中国 中国商標戦略年度発展報告 (～2017年)、TM5 Statistics Report (2018年～)
米国 USPTO Annual Report
韓国 Annual Report (2016～2019年)、韓国提供資料 (暫定値) (2020年)
欧州 EUIPOウェブサイト

1-1-93図 【外国人による日本への商標登録出願件数の推移】



(備考) 欧州：統計・資料編 第4章第2. (1) から、EU加盟国を抽出 (2020年より英国はEU加盟国外)。
括弧内の数値は国際商標登録出願を内数で表したものの。件数は下記資料の定義に従っている。
(資料) 統計・資料編 第4章第2. (1)

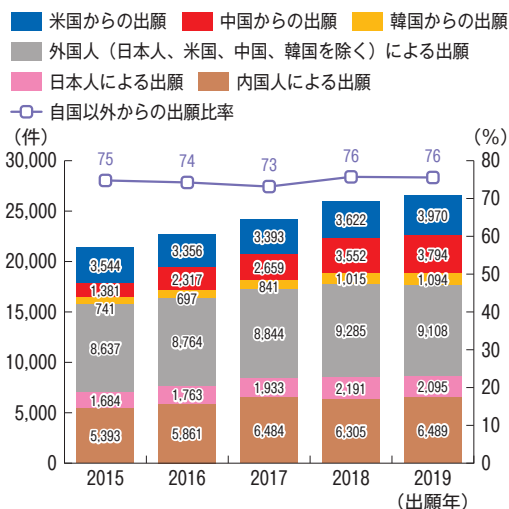
(3) 新興国等における商標登録出願動向

① ASEANにおける商標登録出願動向

ASEAN主要国（シンガポール、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピン）における直近5年間の商標登録出願件数の推移を見ると、全体的に増加傾向にある。

2019年の出願構造のうち、外国からの出願を見ると、米国又は中国が出願件数トップの地位を占めており、日本も上位に位置付けている〔1-1-94図、1-1-95図、1-1-96図、1-1-97図、1-1-98図、1-1-99図〕。

1-1-94図 【シンガポールにおける商標登録出願構造】

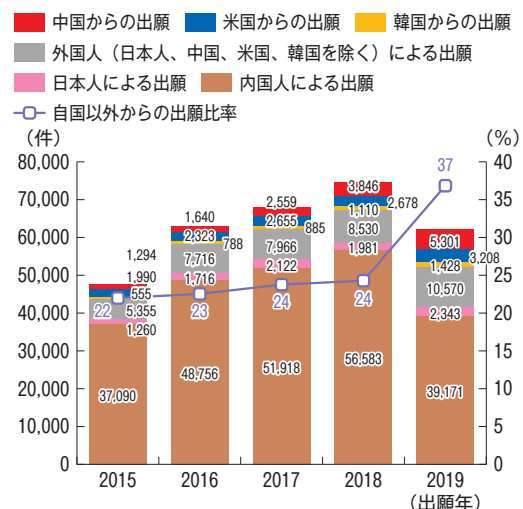


（備考）米国、中国、韓国は、2019年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

（資料）WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

1-1-95図 【インドネシアにおける商標登録出願構造】

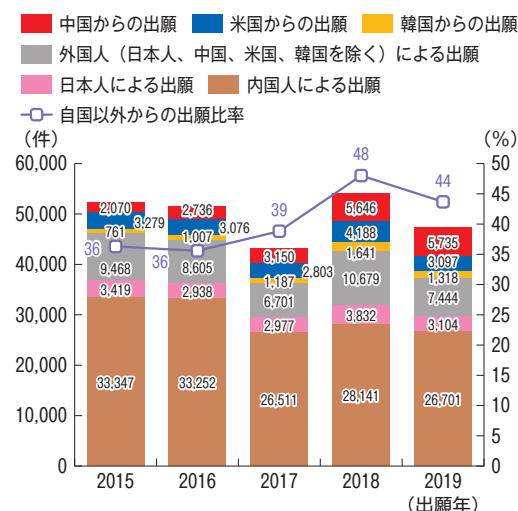


（備考）中国、米国、韓国は、2019年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

（資料）WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

1-1-96図 【タイにおける商標登録出願構造】

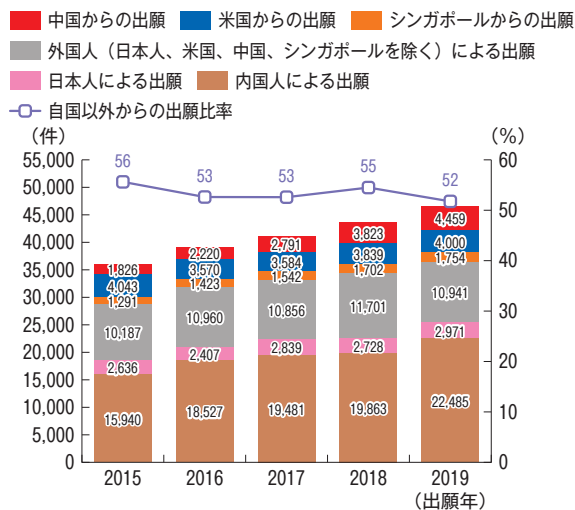


（備考）中国、米国、韓国は、2019年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

（資料）WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

1-1-97図 【マレーシアにおける商標登録出願構造】

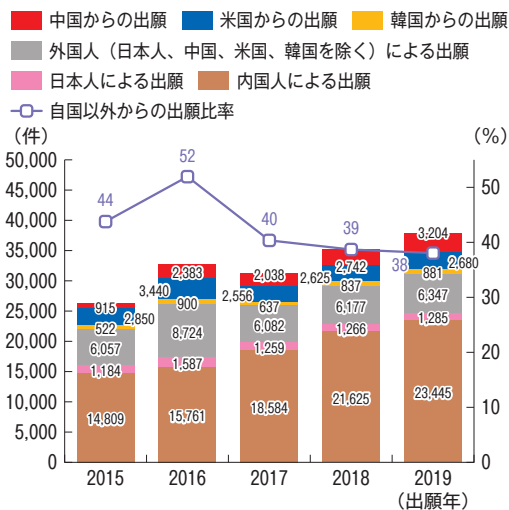


(備考) 中国、米国、シンガポールは、2019年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

1-1-99図 【フィリピンにおける商標登録出願構造】

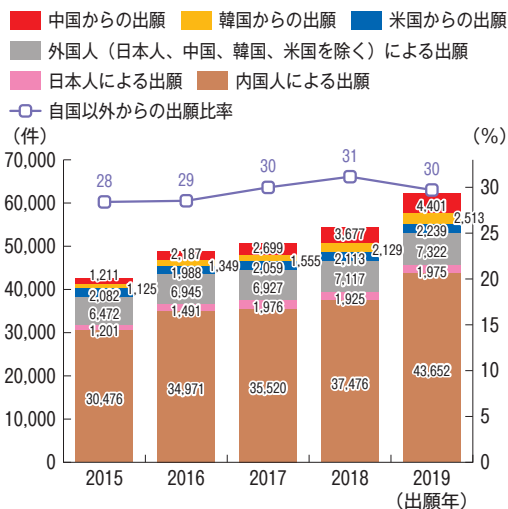


(備考) 中国、米国、韓国は、2019年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

1-1-98図 【ベトナムにおける商標登録出願構造】



(備考) 中国、韓国、米国は、2019年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）

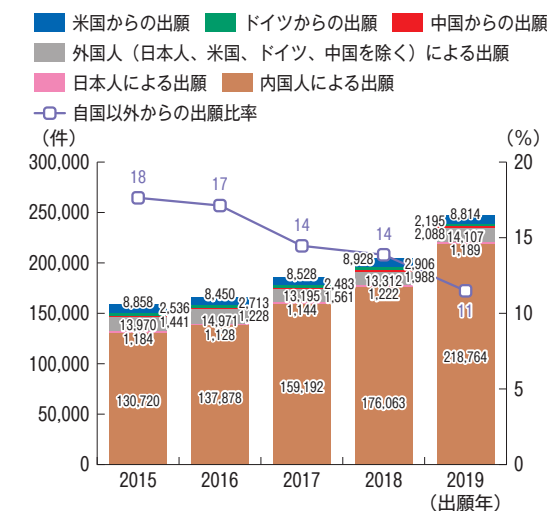
国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

②ブラジル・インド・ロシア・南アフリカにおける商標出願動向

ブラジル、インド、ロシア、南アフリカにおける直近5年間の商標登録出願件数の推移を見ると、全体的に増加傾向にある。

1-1-100図 【ブラジルにおける商標登録出願構造】



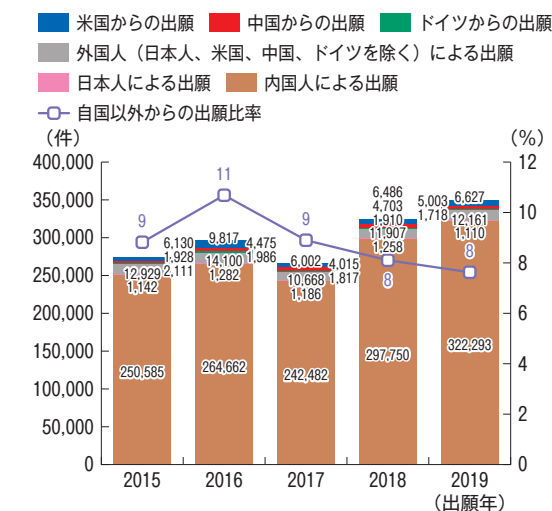
(備考) 米国、ドイツ、中国は、2019年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

2019年の出願構造のうち、外国からの出願を見ると、米国又は中国が出願件数トップの地位を占めている[1-1-100図、1-1-101図、1-1-102図、1-1-103図]。

1-1-102図 【インドにおける商標登録出願構造】

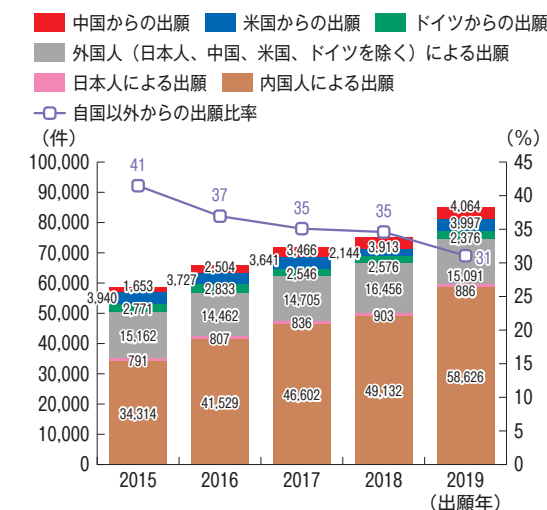


(備考) 米国、中国、ドイツは、2019年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

1-1-101図 【ロシアにおける商標登録出願構造】

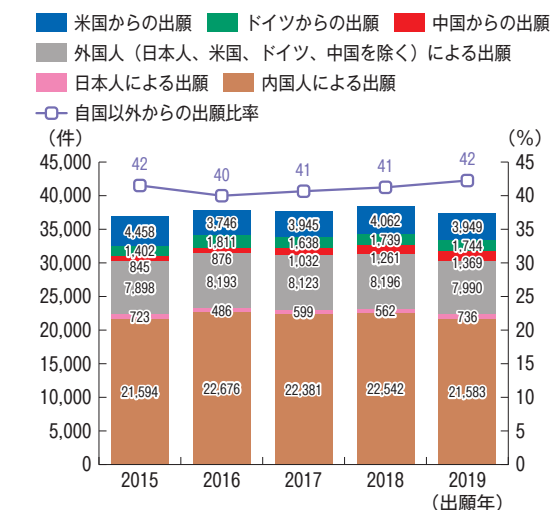


(備考) 中国、米国、ドイツは、2019年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

1-1-103図 【南アフリカにおける商標登録出願構造】



(備考) 米国、ドイツ、中国は、2019年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

5. 審判

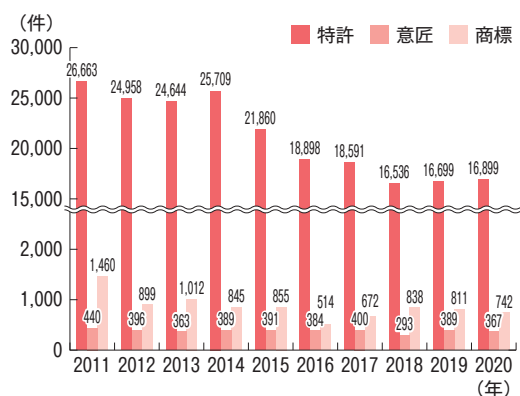
(1) 審判の現状

① 審判の請求動向

a. 拒絶査定不服審判¹請求件数の推移

2020年における拒絶査定不服審判の請求件数は、特許が16,899件、意匠が367件、商標が742件であった。また、特許の前置審査²の結果を見ると、拒絶査定を取り消して特許査定される件数（前置登録件数）の全体に占める割合は、2011年以降、6割前後で推移している。

1-1-104図 【拒絶査定不服審判請求件数の推移（2011-2020）】



(資料) 統計・資料編 第1章6. (1)

b. 無効審判³請求件数の推移

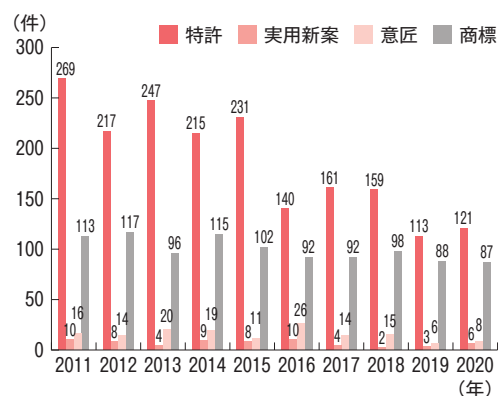
2020年における無効審判の請求件数は、特許が121件、実用新案が6件、意匠が8件、商標が87件であった。

c. 訂正審判⁴請求件数の推移

2020年における特許の訂正審判の請求件数は、120件であった。

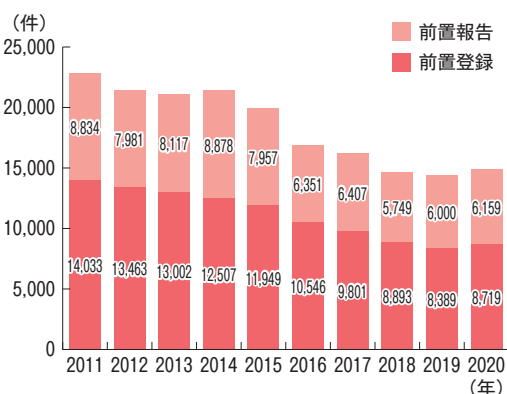
旧実用新案⁵については、近年ほとんど請求がない。

1-1-106図 【無効審判請求件数の推移（2011-2020）】



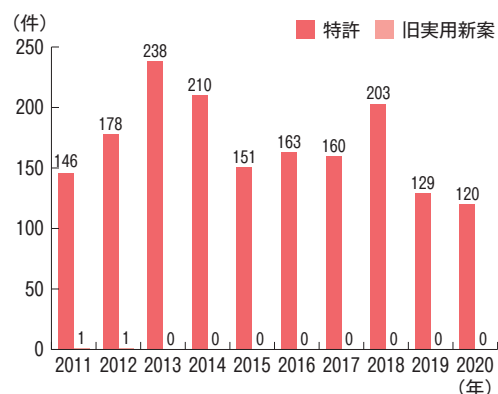
(資料) 統計・資料編 第1章6. (3)

1-1-105図 【前置審査結果の推移（特許）（2011-2020）】



(資料) 統計・資料編 第1章6. (1)

1-1-107図 【訂正審判請求件数の推移（2011-2020）】



(資料) 統計・資料編 第1章6. (4)

1 審査官の行った拒絶査定に対して不服を申し立てるための審判。

2 拒絶査定不服審判請求時に特許請求の範囲等の補正がなされたものについて、特許法第162条の規定により、審査官が行う審査。

3 既に登録されている特許、実用新案、意匠、商標に対して、その無効を求めるための審判。

4 特許権者が権利の取得後に特許請求の範囲等を自ら訂正するための審判。

5 平成5年改正実用新案法の施行日前（1993年以前）に出願された実用新案。

d. 異議申立¹件数の推移（権利単位）

2020年における異議申立件数は、特許が1,029件、商標が360件であった。

e. 取消審判²請求件数の推移（商標）

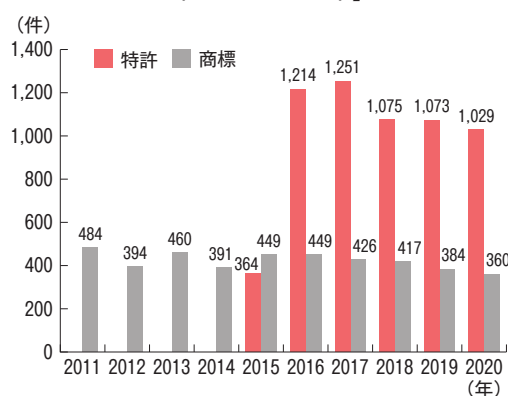
2020年における商標取消審判請求件数は1,011件であった。

②審判の審理動向

拒絶査定不服審判の、2020年の平均審理期間は、特許・実用新案では12.2か月、意匠では7.3か月、商標では9.5か月であった。また、特許・実用新案の拒絶査定不服審判の審理結果について、

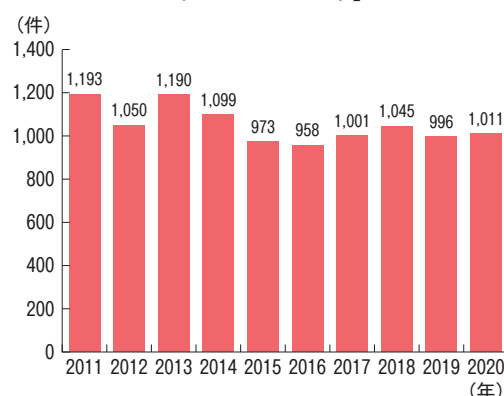
請求成立とした審決の割合（請求成立率）は、2008年以降上昇傾向にあり、2020年では70%であった。無効審判については、権利をめぐる紛争の早期解決に寄与するため、優先的に審理を行っており、特許・実用新案では、2020年の平均審理期間は12.5か月であり、意匠では12.7か月、商標では13.7か月であった。特許・実用新案の訂正審判は、侵害訴訟に関連して請求される場合が多いことから、優先的に審理を行っており、2020年の平均審理期間は3.0か月であった。異議申立ての、2020年における平均審理期間は、特許では7.4か月、商標では8.6か月であり、商標の取消審判では8.8か月であった。

1-1-108図 【異議申立件数の推移（権利単位）（2011-2020）】



(備考) 特許の異議申立制度は、2015年4月1日開始。
(資料) 統計・資料編 第1章6. (7)

1-1-109図 【取消審判請求件数の推移（商標）（2011-2020）】



(資料) 統計・資料編 第1章6. (5)

1-1-110図 【2020年 審理の状況】

	拒絶査定不服審判		無効審判		訂正審判		異議申立て		取消審判	
	処理件数 ^{*1}	平均審理期間 ^{*2}	処理件数 ^{*1}	平均審理期間 ^{*2}	処理件数 ^{*1}	平均審理期間 ^{*2}	処理件数 ^{*1}	平均審理期間 ^{*2}	処理件数 ^{*1}	平均審理期間 ^{*2}
特許・実用新案	8,282	12.2か月	115	12.5か月	97	3.0か月	1,014	7.4か月	—	—
意匠	411	7.3か月	8	12.7か月	—	—	—	—	—	—
商標	818	9.5か月	112	13.7か月	—	—	414	8.6か月	985	8.8か月

(備考)

*1 請求成立（含一部成立）、請求不成立（含却下）、及び取下・放棄の件数の合計。異議申立ては権利単位の件数。

*2 審判請求日（※1）から、審決の発送日（※2）、取下・放棄の確定日、又は却下の発送日までの期間の暦年平均。

（※1）異議申立てについては異議申立日。特許拒絶査定不服審判において前置審査に係る事件については審理可能となった日（部門移管日）。

（※2）特許異議申立てにおいて取消理由通知（決定の予告）を行うものはその発送日、特許無効審判において審決の予告を行うものはその発送日。

(資料) 特許庁作成

1 特許及び商標掲載公報発行後の一定期間に限り、その取消しを求めることができる制度。

2 商標権者が継続して3年以上登録商標を使用していないとき等において、商標登録を取消するための審判。

1-1-111図 【2020年 審理結果^{*1}の概要】

	査定系審判 ^{*2}		当事者系審判 ^{*3}		異議申立て	
	請求成立	請求不成立 ^{*4}	請求成立	請求不成立 ^{*4}	取消決定 ^{*5}	維持決定 ^{*4}
特許・実用新案	5,332	2,310	114	62	139	874
意匠	303	107	3	5		
商標	553	255	808	191	46	338

(備考) *1：審決・決定に至ったもののみ。

*2：拒絶査定不服審判、補正却下不服審判を含む。

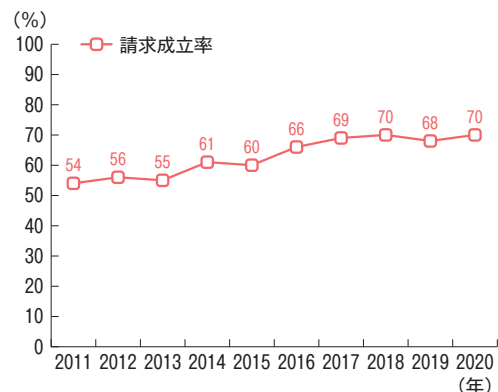
*3：無効審判、取消審判、訂正審判を含む。

*4：却下を含む。

*5：一部取消しを含む。

(資料) 統計・資料編 第1章6. (1) (2) (3) (4) (5) (7)、特許庁作成

1-1-112図 【拒絶査定不服審判事件における請求成立率の推移（特許）】



(備考) 請求成立率 = 請求成立件数 / (請求成立件数 + 請求不成立 (含却下) 件数)

(資料) 統計・資料編 第1章6. (1)

(2) 審決取消訴訟の動向

① 出訴件数動向

2020年の審決取消訴訟¹の出訴件数について見ると、査定系審判では、前年に比べ特許・実用新案及び商標が減少した。当事者系審判では、前年に比べ特許・実用新案が減少し、商標が増加した。

② 判決件数動向

2020年における審決取消訴訟の判決件数を見ると、請求棄却となった件数について、査定系審判では、前年に比べ、特許・実用新案及び意匠が減少し、商標が増加した。当事者系審判では、前年に比べ、特許・実用新案が増加し、意匠及び商標が減少した。また、審決取消となった件数について、査定系審判では、特許・実用新案及び商標が増加した。当事者系審判では、前年に比べ、特許・実用新案及び商標で減少した。

1-1-113図 【2020年 出訴件数^{*1}】

	特許・実用新案	意匠	商標
査定系審判 ^{*2}	26 (30)	1 (1)	16 (19)
当事者系審判 ^{*3}	63 (83)	0 (0)	37 (32)
異議申立て	8 (8)		1 (1)

(備考) *1：図中括弧内は2019年。

*2：拒絶査定不服審判、補正却下不服審判を含む。

*3：無効審判、取消審判、訂正審判を含む。

(資料) 統計・資料編 第2章17. (1)

1-1-114図 【2020年 判決件数^{*1}】

	特許・実用新案		意匠		商標	
	請求棄却	審決取消	請求棄却	審決取消	請求棄却	審決取消
査定系審判 ^{*2}	15 (23)	9 (5)	0 (4)	0 (0)	17 (4)	2 (1)
当事者系審判 ^{*3}	51 (47)	13 (19)	0 (2)	0 (0)	10 (18)	4 (10)
異議申立て	2 (1)	7 (3)			0 (0)	0 (0)

(備考) *1：図中括弧内は2019年。

*2：拒絶査定不服審判、補正却下不服審判を含む。

*3：無効審判、取消審判、訂正審判を含む。

(資料) 統計・資料編 第2章17. (2)

1 特許庁の審決に不服のある者がその取消しを求め、知的財産高等裁判所に提訴する訴訟。